

地域の建設業は危機管理産業

2011 3・11・東日本

大震災レポート

福島県建設業協会 復旧・復興の記録



2011・3・11 東日本大震災レポート

福島県建設業協会 復旧・復興の記録

CONTENTS

発刊のごあいさつ——一般社団法人福島県建設業協会会長 小野 利廣—— 23

ごあいさつ——福島県知事 佐藤 雄平—— 24

発刊に寄せて——国土交通省東北地方整備局長 徳山 日出男—— 25

発刊に寄せて——福島県議会議長 斎藤 健治—— 26

発刊に寄せて——福島県土木部部長 渡辺 宏喜—— 27

発刊に寄せて——一般社団法人全国建設業協会会長 浅沼 健—— 28

東日本大震災ドキュメント—— 29

福島県災害対策本部の東日本大震災による被害状況速報—— 37

地図で見る原発避難区域—— 39

福島県の震度分布図—— 40

福島県の災害査定結果—— 42

県の復旧・復興計画の提言—— 47

東北地方太平洋沖地震災害対策協力本部対応状況—— 50

座談会「東日本大震災との闘い」—— 61

仮設住宅—— 73

がんばろう福島—— 80

インタビュー「警察」「自衛隊」はこう対応した—— 83

山田 憲県警本部警備部長（警視正）—— 83

齊藤 二三代第44普通科連隊施設作業小隊長・2等陸尉—— 85

「その時、私は」—— 87

浅野 俊和県土木部河川計画課長—— 87

菊地 逸夫（株）キクチ代表取締役—— 88

「放射能の除染と作業管理」田中俊一元原子力学会長講演録—— 89

（建設トッププランナー倶楽部幹事会特別講演会から）

東日本大震災に係る不明者捜索及びがれき撤去活動集計—— 92

東日本大震災による福島県建設業界の現状及び課題・要望—— 94

県建設業協会の新陣容 新年度の事業計画、災害対策の組織—— 95

フォト集／津波・原発—— 96

地震—— 118

復旧工事現場—— 125

除染—— 132

被災直後から1年後の現地—— 135

連載新聞記事「故郷の復興へ向けて」—— 143



一般社団法人
福島県建設業協会
会長

小野 利廣



発刊のごあいさつ

はじめに、昨年3月11日に発生した東日本大震災では、全国建設業協会をはじめ、各都道府県建設業協会及び関係団体の皆様には心温まるご支援と励ましを賜り、衷心より御礼を申し上げます。

早いもので震災から1年が経過いたしました。国内観測史上最大規模(M9.0)の巨大地震と大津波により、太平洋沿岸地域を中心に想像を絶する甚大な災害が発生し、さらに本県では安全・安心と言われてきた原子力発電所の事故に見舞われました。震災で亡くなられた方や被災された方、そして原発事故による放射性物質の拡散で今もなお避難生活を余儀なくされている多くの方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、私ども建設業者は、自ら被災しているにも関わらず、震災直後から国や県などの行政機関との災害協定に基づき昼夜を問わず、ライフラインや交通確保のための応急復旧作業を行いました。特に会員企業においては、人命救助活動をはじめ、瓦礫処理、行方不明者捜索に取り組み、さらに被災者の生活再建のための応急仮設住宅の建設を行い、加えて警戒区域内で防護服を着用しながらの行方不明者捜索や学校・児童施設などの除染作業にも取り組んで参りました。

建設業界では、常日頃から地域社会の安全・安心やこのたびの震災など、災害時におけるいち早い初動活動に大きく貢献し社会的責任を果たしている自負があります。しかし、世間の評価は自衛隊が抜きん出でおり、私たちに対しては大変厳しいものがあることは、誠に残念なことと感じているところであります。

少しでも、建設業界が果たした役割と使命を世間の方々にご理解いただくとともに、その記録を後世に正しく伝えたいという思いから、このたび「東日本大震災レポート 復旧・復興の記録」を発刊いたしました。

今後は、福島県が策定した「復興計画」や「復興ビジョン」に基づく県土の早期復旧・復興に取り組むこととしております。加えて、県民が安心して暮らすことのできる環境を取り戻すための除染作業などにも積極的に取り組み、会員一丸となり県民の負託に応える所存であります。

最後になりますが、記録誌の発刊にあたりご挨拶を頂戴いたしました福島県知事様をはじめ、福島県議会議長様、国土交通省東北地方整備局長様の皆様に御礼を申し上げますとともに、編纂にあたりご協力をいただきました福島建設工業新聞社並びに関係各位に対しまして厚く感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

福島県知事

佐藤 雄平



ごあいさつ

震災発生時から現在に至るまでの取り組みは、大地震、大津波、それに伴う原子力災害、さらには風評被害のまさに四重苦との闘いでした。今多くの県民の皆さん、ふるさとを離れた避難生活や様々な困難を抱えた生活を余儀なくされております。

また、相次いで発生した新潟・福島豪雨や台風15号も県内に甚大な被害をもたらし、本県は、県政史上、経験したことのない大変困難な状況にあります。

これほど厳しい状況にあっても、取り乱すことなく、地域のきずなを大事にしながら、一生懸命頑張っている県民の皆さんを、私は誇りに思っております。国内外の皆さん的心のこもった支えと県民の努力があって、このふくしまにも、今ようやく復興の芽が出始めました。この小さな芽を、私たちみんなの手で、しっかりと大きく育てたい。そして、やがて大きくなったりの木の下に、笑顔あふれる子どもたちが集まる、こうしたふくしまを、私は創っていきたいと考えています。

県では、昨年末、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、「福島県復興計画」を策定しました。本県の復興に当たっては、まず第一に、徹底した除染により県土の環境回復に努めます。併せて、県民の健康を長期にわたって見守る取り組みを着実に進めるとともに、消費者・生産者双方が安心できる安全な農林水産物の生産につなげてまいります。

同時に、四重の災害によって大きな被害を受けた商工業など既存産業の再生を始め、企業の誘致、再生可能エネルギー研究開発拠点の整備や医療関連産業等の集積を推進し、雇用の拡大を図るとともに、風評の払しょくや原子力損害賠償の支援にも取り組みます。

さらに、避難住民の方々の生活再建支援として基盤となる住宅対策を進めるとともに、市町村と連携し、津波被災地復興まちづくりを推進してまいります。

また、東日本大震災から1年を迎えた3月11日、私は、「ふくしま宣言」として、3つの誓いをたてました。

「私たちは必ず、美しいふるさとふくしまを取り戻します。

私たちは必ず、活力と笑顔あふれるふくしまを築いていきます。

そして私たちは、このふくしま復興の姿を世界へ、未来へと伝えます。」

そのために私たちは、科学技術の力を過信することなく、自然の持つ力の大きさをもう一度しっかりと心に刻み、全ての人が安心して暮らせる社会づくりを進めてまいります。

また、地域の発展と地球環境の保持が両立できる新しい社会の在り方を、さらに、そこに暮らす人々が共に支え合い、地域の文化や誇りをつないでいくことの大切さを、復興していく自らの姿をもって、世界に示してまいります。

ふくしまが選んだ道は、決して平坦な道ではありませんが、県民は、すでに前を向いて立ち上がり、歩き始めています。県民が心を一つにして、この困難に立ち向かってまいります。

建設業界の皆さんにおいては、社会資本の整備や雇用の確保のほか、災害時の対応など、地域の安全・安心を支える重要な役割を担っていただいております。

また、公共土木施設等の復旧や復興まちづくり、さらには環境回復のための除染を、スピード感を持って進めるには、建設業界の皆さんのお力が不可欠であります。これまで培ってきた力を存分に發揮し、福島県の復興に向けた力強い御助力をお願いいたします。

国 土 交 通 省
東 北 地 方 整 備 局 長
徳山 日出男



刊行に寄せて

東北地方整備局所管事業の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

3月11日に発生しました東日本大震災は、大きな地震であったばかりか津波により未曾有の大災害となり、多くの国民の生命と財産が失われました。皆様のなかにも被災された方や肉親を亡くされた方もいらっしゃるのではないかと思います。さらには、それに伴う福島県浜通りにおける原子力発電所の事故により、今なお避難生活を送っておられる方々がいらっしゃいます。改めて、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私たちはかつて経験のない激甚な被害に対し、発生直後からの対応を迫られました。沿岸部への救援ルートの確保のための道路啓開あるいは航路の啓開作業、排水作業、救援に向けた燃料・物資の確保など、様々な分野におきまして、建設業界の皆様のご尽力のおかげで、迅速かつ的確な対応をとることができました。ご家族の安否を気遣いながら、大きな余震が続き危険もあるなか、人員も燃料も資材も不足するなかで、まさに不眠不休の対応にあたって頂きました。本当にお世話になりました。

発災直後、大畠国土交通大臣から、「人命救助を優先に、国交省の枠にとらわれず必要な支援を行う」との明確な指示があり、「情報収集」「救援・輸送ルート確立」「県・自治体の応援」の3つの方針に基づき取り組みました。

まず一番大事なのはルートを開くこと、道路啓開だと。国道4号と東北道の縦のラインから沿岸部の被災地へ向けて、北から順にくしの歯に見立てた16本のルートを選択し啓開を始めることとしました。結果12日の夜までには11ルートが、15日までには原発地域を除く全16ルートの啓開が完了しました。結局4日間でほぼやり遂げたことになります。その後太平洋岸の縦のルートを進めまして、18日までに97%の啓開が完了しました。

道路だけでなく、河川被害の修復、港湾の啓開も任務です。河川チームは真っ先に仙台空港にポンプ車を持って行きました。仙台空港に救援物資を降ろすためです。直轄管理下の構造物よりも先に、全体を見た優先順位で動かしました。港湾も23日までには太平洋岸10港で船が入れるように啓開しました。

これも、地元建設業、コンサルタント等の協力が素早く得られたおかげだと思っています。以前から災害協定を締結していましたが、そうはいっても未曾有の震災です。その日のうちに52チームが稼働できるようになったことに心より感謝申し上げます。

また、その後の復旧工事に際しても、災害等における緊急随意契約によりスピーディに工事契約ができたことや東北管内の施工中の工事の原則中止命令通知により、災害対策に全力を向けることができました。おかげさまで、8月31日には、国道6号の原発区域内の全面通行止めを解除することができました。

建設業は、地域にとって大きな産業であり、文化や生活など地域を維持する役割は益々大きくなっています。福島県建設業協会の皆さんにおかれましても、今後とも「豊かで安心して暮らせる東北」の地域づくりに貢献されることをご祈念申し上げます。

福島県議会議長

斎藤 健治



刊行に寄せて

一般社団法人福島県建設業協会におかれましては、日頃から、建設業の健全な発展と公共の福祉の増進に向けた事業活動を通じ、県民の快適で安全な生活環境の整備および豊かで活力ある県土づくりに多大なるご尽力を賜っており、心から敬意と感謝の意を表す次第であります。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災と原子力災害から1年が経過いたしましたが、今もなお、私たち県民は苦難の最中にあります。この未曾有の大災害により、多くの尊い生命が失われましたことに、心より哀悼の意を表しますとともに、今もなお、多くの県民の皆様がふるさとを離れて避難生活を余儀なくされ、また、放射線の影響により仕事や生活などの様々な面で大変なご苦労をされていること、心痛む思いで一杯であります。

このような中、建設業に携わる皆様には、発災当初から、私たちの命綱であるライフラインの復旧、その後の応急仮設住宅建設では地元建設業者への配慮が遅れた中での早急な整備など、災害からの復旧復興の最前線でご尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

当時を振り返ってみると、交通や通信手段、物流が途絶えた中で、みんなで助け合い、支え合いながら、無我夢中で災害対応に奔走したという思いがございます。本書にも、当時の凄惨な状況が記されておりますが、世界でも誰も体験したことのない大災害に立ち向かい、奮闘した私たちの経験を、本書のような形で後世に伝えることは誠に意義深く、敬意を表すところであります。

今、私たちは復旧復興への歩みを本格的に進めようとしております。本年は、災害からの復旧復興、そして県民の皆様の生活再建が目に見える形で実感いただける年にならなければいけません。とりわけ、県民生活に密着した社会資本は重要な基盤であり、地域の実情や住民ニーズを最もよく把握している地元が主導し、着実かつ効果的に整備を進めていく必要がありますが、国は、残念ながら、大手ゼネコングループに除染モデル事業を発注するなど、本県産業の再生を本気で考えているのか疑問を感じざるを得ません。このような中、本県建設業の再生のために貴協会の果たすべき役割はますます重要となり、今後とも一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

私たち県民に共通する願いは、ふるさと福島の一日も早い再生であります。県議会といたしましても、恵み豊かな美しい県土を取り戻し、子どもたちが安心して暮らすことができるよう、除染や風評被害の払拭をはじめとした放射線対策を急ぎ、社会資本の復旧・整備、さらには県内の全産業の再生・振興を強力に進めるなど、総力を挙げて対応してまいる決意であります。

結びに、一般社団法人福島県建設業協会の限りないご発展と、会員企業の皆様をはじめ関係各位の今後ますますのご健勝・ご活躍を心からお祈り申し上げまして、刊行に寄せる言葉といたします。

福島県土木部部長

渡辺 宏喜



刊行に寄せて

県の建設行政の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県では、この1年の間に、3月の東日本大震災、7月の新潟・福島豪雨、9月の台風15号と、3つの大きな自然災害に見舞われ、広大な県土全域で災害復旧に取り組んでまいりました。

また、東京電力福島第1原子力発電所の事故による原子力災害では、現在でも15万人を超える県民が依然として県内外へ避難している状況にあり、県としましても、避難されている方々が一日も早く帰還できますよう、関係機関と緊密に連携し復興の取り組みを進めているところであります。

さて、今般の東日本大震災では、地震・津波災害と原発事故の2つの事象が同時進行する複合災害の中で、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、目まぐるしく変化する様々な事態に対して、迅速かつ的確に対応していただきました。

発災直後には、県内全域が被災し燃料・物資等が不足する中、全力をあげてライフラインや緊急輸送路の確保、仮設住宅の提供等の応急復旧にあたり、人命及び被災者支援としては、建設業界一丸となって延べ1万5千台を超える建設機械及びオペレーターを県内外から集結し、警察・自衛隊の捜索活動・啓開作業に協力しました。

この結果、避難・物資輸送路の確保や応急復旧工事の実施、1万6千戸を超える応急仮設住宅の提供、75%を超える箇所の公共土木施設災害復旧工事に着手し、復興への足がかりを築くことができました。

これもひとえに、地域に根ざし地域の発展に大きく寄与されてきた貴協会並びに会員の皆様のご活躍の賜であり、改めて御礼申し上げます。

県では、昨年末に策定した「福島県復興計画」により今年を「復興元年」として、災害対策や被災者支援と並行して復興に向けた取り組みを強力に進めていくところであります。

土木部としましても、一日も早く本復旧を完成させ、地域のみなさまの目に見える形で、安心の材料を示していきたいと考え、避難住民等の住宅対策、公共土木施設等の災害復旧、復興まちづくりへの支援、道路ネットワークや物流拠点の整備等を推進してまいります。

これらの早期実現に向かって、建設業界に携わるみなさま一人一人のお力が必要不可欠でありますので、今後とも県民の安全・安心を支える地域へのご貢献をお願い申し上げます。

一般社団法人
全国建設業協会
会長

浅沼 健一



刊行に寄せて

昨年に発生しました東日本大震災により、福島県をはじめ東北地方は、多くの犠牲者を出すとともに未曾有の被害を受けました。震災で尊い命を亡くされた方や罹災された方、そして原発事故により被害を受け、一年が過ぎた現在でも避難所生活を余儀なくされている多くの方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

貴協会および貴会員企業においては、震災発生直後から現在にいたるまで、震災対応に多大なる貢献をされました。私も震災直後に現地に入りましたが、身内を亡くされた方や、自宅が流され避難所から通っている建設業の方々が、がれき撤去や道路の啓開作業にあたっている姿を目の当たりにし、同じ建設業に身を置く者として、頭が下がる思いとともに、そのような仲間がいることに大きな誇りを感じました。心より感謝と敬意を表します。

日本はこれまでに何度も、このような自然災害から立ち直って来ましたが、その復興活動の中心には、常に建設業の先輩たちの存在がありました。今回の復興についても、貴協会および我々建設業が中心となって、国民が夢を持てる、被災者の方々が希望を持てる、そして100年後の世界に誇れるような復興を果たしていかなければならないと考えています。そのためには、それぞれの会員企業が自らの役割を考え、果たしていくことが大切であり、全建としても全力で取り組む所存です。

現在、日本列島は再び地震の活動期に入ったといわれております。今後は日本のどの地域においても、今回と同規模の地震や津波が発生する可能性があると認識し、備えをしなければなりません。例えば今回、「命の道」として救助活動や救援物資を届ける際に重要な役割を果たした道路網の計画的整備、高速道路のミッシングリンクの解消などもその一つです。また、全国各地でのゲリラ豪雨や台風被害などに対する備えも喫緊の課題となっております。

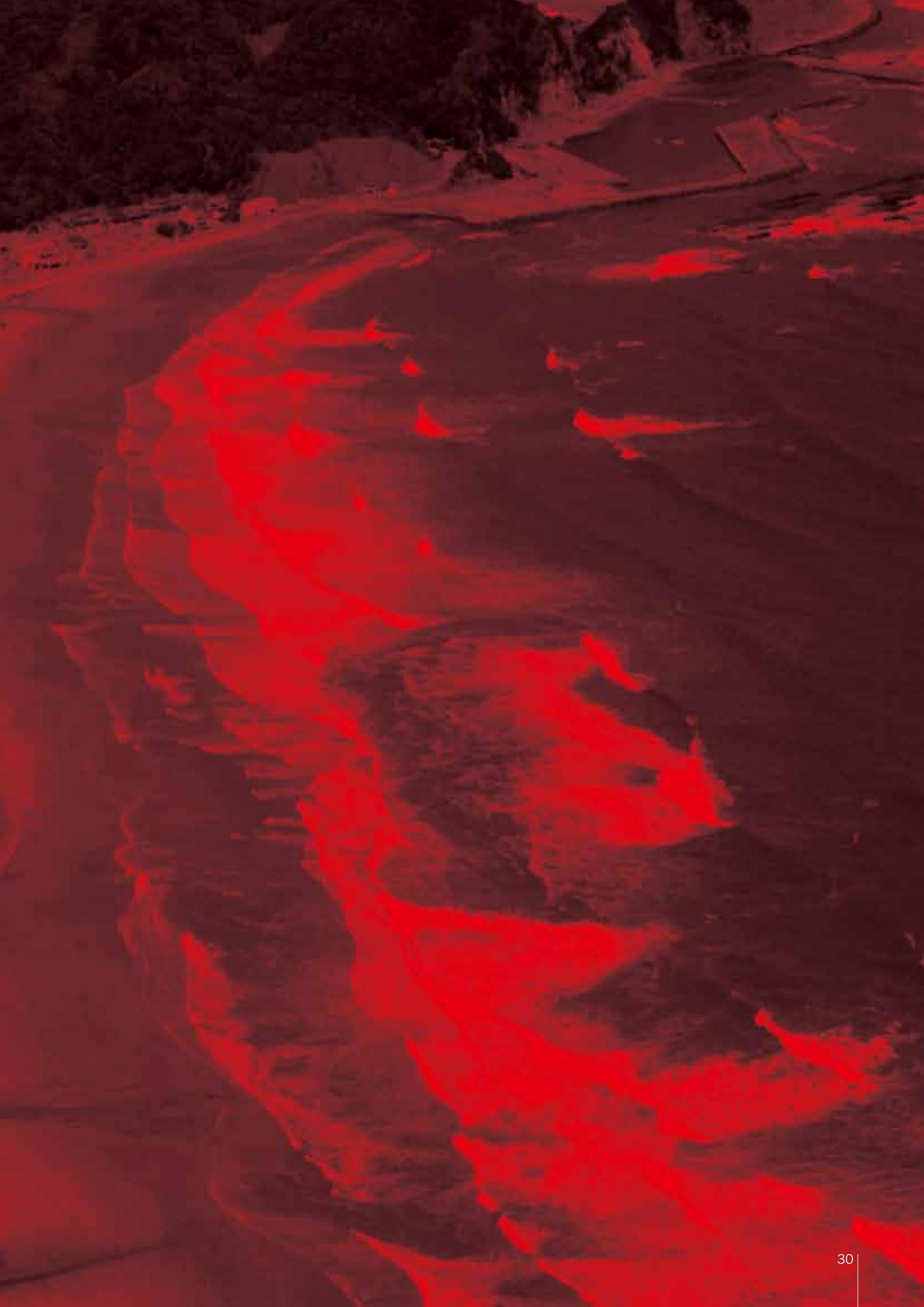
このように、防災減災対策や計画的・継続的な社会資本整備の重要性が再認識された今、我々建設企業はどのような厳しい状況であっても、国民の安全・安心な暮らしを守るという社会的使命を果たし、同時に、地域の経済を支え、地域の雇用を確保するという従来からの役割も果たし続けなければなりません。

当記録誌『東日本大震災レポート 復旧・復興の記録』は、震災発生からの建設業の活動を後世に伝えていくためにも、震災で得た教訓を今後最大限に活かすためにも、建設業のみならず日本社会全体にとって有効な資料となると思います。また、未だに震災対応が続く中、記録誌の重要性を認識し、編纂業務に取り組まれた貴協会に敬意を表するとともに、全建としても本書の内容を深く受け止め、全国へ展開していかなければならぬと認識しております。

最後になりますが、復興にあたり当記録誌の企画・発刊にご尽力なされた小野会長をはじめ、関係各位の皆様、復興に従事している会員企業の皆様に深く感謝申し上げ、刊行へのご挨拶とさせて頂きます。



東日本大震災ドキュメント



(平成 23 年)

| | | |
|-------|---|--|
| 3月11日 | 14：46 宮城県北部で震度7の地震発生。 マグニチュード9は観測史上最大。 東京電力福島第1、第2など原発計11基が自動停止。 東北新幹線停止。 14：49 気象庁が太平洋沿岸に大津波警報発令。 各地で多数の死者・行方不明者。 14：52 岩手県知事が陸上自衛隊に災害派遣を要請。 その後福島、宮城、青森の知事も。 陸・海・空の計約8000人が出動。 15：15頃 茨城県鉾田で震度6の地震。 茨城県沖が震源地でM7。 16：30 19：03 21：23 県災害対策本部員第1回会議。 政府が福島第一原発について原子力緊急事態宣言。 福島第一原発から半径3キロ以内の住民に避難指示。 | |
| 3月12日 | 03：51 03：59 「南相馬市の1800帯が壊滅」と防衛省発表。 長野県北部で震度6強の地震。 震源地は新潟県中越地方で、M6・7。 05：44 避難指示区域を半径10キロまで拡大。 15：36 1号機建屋で爆発音。白煙上がる。 19：04 第一原発の避難指示の範囲を半径20キロに拡大。 避難指示区域を20キロ圏内に拡大。 ※この日、県建設業協会が災害対策協力本部設置。 | |
| 3月13日 | 12：55 気象庁が東日本大震災のマグニチュードを8・8から9・0に修正。 | |
| 3月14日 | 11：01 福島第一原発3号機で水素爆発。 原子力安全・保安院は半径20キロ圏内の住民約600人に屋内退避呼びかけ。 ※この日、県建築士事務所協会が災害対策本部を設置、地震被災建築物相談室を開設、県土木部が災害対応のため施工中の工事中止措置。 | |
| 3月15日 | 06：10 2号機で爆発音。 経産省原子力安全・保安院「放射性物質が漏えいする恐れ」。 08：56 東北新幹線東京—那須塩原間で4日ぶりに運転再開。 09：50 福島第一原発4号機の原子炉建屋4階から出火。 11：08 第一原発の半径20~30キロの住民ら14万人に屋内退避指示。 20：56 福島第一原発の事故は、国際原子力事象評価尺度（INES）で上から2番目の「レベル6」に相当とフランスの原子力施設安全局長。 | |
| 3月22日 | 11：20 17：00 東北新幹線盛岡—新青森間の運転再開。 4月に実施予定の統一地方選のうち、岩手、宮城、福島3県の知事選や県議選など計27件の選挙を延期すると総務省。 ※この日、佐藤知事が東日本大震災と原発災害に対応するため236億6100万円の補正予算を専決処分。 | |
| 3月23日 | 14：48 建物などの直接被害額が阪神大震災の約10兆円を大幅に上回る16兆—25兆円に上ると内閣府が試算、公表。 ※この日、県内での応急仮設住宅が国見町で第1弾起工。 | |

| | | |
|-------|----------------|--|
| 3月24日 | 06:00 | 東北道、磐越道の通行止め解除。全線通行可能に。 |
| 3月25日 | 11:46 21:00 | 「屋内退避」の対象市町村に対し、住民の自主避難を要請。 震災発生から2週間、警察庁が「全国の死者1万人超えた」と発表。 |
| 3月26日 | 09:41 | ガソリン、灯油を積んだ石油貨物列車が横浜から新潟を経由してJR郡山駅に到着。 |
| 4月2日 | | 県災害対策本部が震災による土木・農林水産関係施設の被害状況（1次集計）を公表。 土木部関係3130億円、農林水産関係2423億円の合計5553億円余りに。 |
| 4月7日 | 23:32 | 宮城県北部と中部で震度6強の地震。震源地は宮城県沖でM7・4。 東日本大震災発生後最大の余震。福島県中・浜通りでは震度5強。 |
| 4月11日 | | 県が県内建設業者を対象とした仮設住宅第1弾の公募開始。 ※この日、県が「復興ビジョン策定プロジェクトチーム」を設置、浜通りを震源とするM7・1の余震発生。 |
| 4月12日 | | 経産省原子力安全・保安院が原発事故を最悪の「レベル7」と暫定評価。 ※この日、全国建設労働組合総連合会など3団体が応急仮設木造住宅建設協議会を設立。 |
| 4月22日 | | 半径20キロ圏内を立ち入り禁止の「警戒区域」に指定。 圏外に「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」を設定。 |
| 4月26日 | | 政府が震災関連の特別財政援助法案などを閣議決定。 |
| 4月29日 | | 東北新幹線の東京ー新青森間が運転再開。 |
| 5月2日 | | 国の23年度補正予算成立。 総額4兆153億円で災害対応の公共事業に1兆2019億円。 |
| 5月10日 | | 公共土木施設の災害査定が3県でスタート。 |
| 5月12日 | | 本格的ながれき撤去に対応すべく「南相馬市復興事業組合」が発足。 |
| 5月13日 | | 県の5月臨時補正予算案公表。 災害復旧公共事業427億円を含む2257億8100万円。 本県の補正予算としては過去最大規模。 |
| 5月15日 | | 川俣町、飯館村で計画的避難始まる。 東電が1号機でメルトダウン（全炉心溶融）が起きたことを発表。 |
| 5月16日 | | 県が震災復旧工事・委託業務の随意契約案件に最低制限価格を設定すると公表。 |

| | | |
|-------|--|---|
| 5月20日 | | 県に「東日本大震災復旧・復興本部」設置。 |
| 5月24日 | | 県建産連が原発損害に関する連絡会議設置。 |
| 6月1日 | | 県建設業協会に復興事業・原子力発電所損害賠償対策室を設置。 |
| 6月2日 | | 県が総額730億7900万円の6月補正予算案を発表。 災害復旧費に272億8279万円。 |
| 6月8日 | | 南相馬市産の肉牛から暫定基準値を超える放射性セシウム検出と東京都が発表。飼料のわらが汚染源。 |
| 6月13日 | | 菅首相が「脱原発」を表明。 |
| 6月19日 | | 政府、本県に牛肉の出荷停止を指示。 |
| 6月21日 | | 県建築士事務所協会に建築復興支援センターを開設。 |
| 6月30日 | | 避難区域外の伊達市4地区113世帯を特定避難勧奨地点に初の指定。 |
| 7月8日 | | 第一原発を襲った津波の高さを13mと東電が推定。 |
| 7月19日 | | 工程表のステップ1が終了。 |
| 7月25日 | | 国の23年度第2次補正予算が成立。総額1兆9988億円。 |
| 8月10日 | | 1号機の建屋カバー設置作業スタート。 |
| 8月11日 | | 県が東日本大震災の復興ビジョンを正式決定。 |
| 8月12日 | | 「がれき処理特別措置法」が成立。 |
| 8月18日 | | 小名浜港・相馬港の復旧・復興方針決定。 |
| 8月26日 | | 再生エネルギー特別措置法が成立。菅首相が退陣表明。 原発3キロ圏内の双葉、大熊町住民が初の一時立ち入り。 政府が除染の基本方針を決定。 |
| 8月30日 | | 民主党代表選で野田首相選出。 |
| 8月31日 | | 原発対応を除き自衛隊が大規模災害派遣を終了。 |

| | | |
|--------|--|---|
| 9月2日 | | 野田内閣が発足。 |
| 9月8日 | | 県が9月補正予算案を発表。222億4000万円。 ※この日、県放射性物質除去協同組合の設立が認可。 |
| 9月11日 | | 東日本大震災から半年。各地で追悼行事。 |
| 9月24日 | | 県の復興計画策定作業始まる。 |
| 9月30日 | | 田村、南相馬、広野、楢葉、川内の5市町村の緊急時避難準備区域を一斉解除。 |
| 10月17日 | | 南相馬市原町区の緊急時避難準備区域に指定されていた小中学校5校が元の校舎で授業再開。 |
| 10月20日 | | 9月定例県議会の最終本会議で、県内10基全ての廃炉を求める請願を出席者全員の賛成で採択。 |
| 10月21日 | | 国の第3次補正予算案12兆1025億円を閣議決定。 1～3次補正後の23年度予算の総額は106兆3987億円で過去最高。 相双地域の海岸被害に本県としては42年ぶりの「一定災」採択。 |
| 11月1日 | | 国税庁が県内路線価格調整率発表。 原発避難区域は実質ゼロとし、相続、贈与税負担を免除。 |
| 11月11日 | | 政府が、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質の除染に関する基本方針を閣議決定。 |
| 11月21日 | | 国の第3次補正予算が成立。補正予算としては過去2番目の規模。 |
| 11月25日 | | 県建設業協会が臨時総会を開き、震災対応のため延期していた役員改選を行い、新会長に小野利廣氏を選任し新体制を整える。 |
| 11月29日 | | 県建設産業団体連合会の会長に小野利廣氏。 |
| 11月30日 | | 県が一般会計6007億100万円の23年度12月補正予算案発表。補正予算では過去最高規模。 一般会計の累計額も初めて2兆円を突破。 |
| 12月1日 | | 県の復興計画（第1次）案決定。最終決定は年末。 |
| 12月24日 | | 政府は臨時閣議で一般会計歳出90兆3339億円の24年度予算案を決定。 東日本大震災の復興費を手当てる特別会計も含めた実質予算は96兆円で実質最大規模。 |

(平成 24 年)

| | | |
|---------|--|--|
| 1月 5 日 | | いわき市復興事業計画を発表。 |
| 1月 15 日 | | 二本松市のマンションから屋外より高い放射線量検出。 浪江町津島の碎石場からの石を使用。 |
| 1月 20 日 | | 1月 1 日現在の県人口198万2991人と発表。 1年間で 4 万4147人減少。 |
| 1月 21 日 | | 環境省福島環境再生事務所が福島市に開所。 24年度は浜・中通りに 4 支所を設ける（後に会津も追加し 5 力所に）。 |
| 1月 31 日 | | 全村避難の川内村の遠藤幸雄村長が「帰村宣言」。 |
| 2月 2 日 | | 県が過去最高額となる24年度一般会計予算案 1 兆5764億円発表。ほぼ半数の7255億円が震災と原発事故対応。 公共事業費は2378億円。 |
| 2月 3 日 | | 県の「ふくしまの家」復興住宅供給システムプロポで 8 団体選定。 |
| 2月 8 日 | | 総額 2 兆5345億円の23年度国第 4 次補正予算成立。 |
| 2月 10 日 | | 復興庁が業務開始。 |
| 2月 14 日 | | 県が一般会計2369億9000万円の23年度 2 月補正予算案発表。 土木部の繰越明許額は972億円。 国土交通省が復興 J V などを柱とする被災地の入札不調対策示す。 県と住宅関連20団体が地域型復興住宅推進協議会を設立。 相馬市が県内で初めて災害公営住宅を着工。 |
| 2月 17 日 | | 国交省が被災 3 県を対象にインフレスライド条項の運用基準通知。 |
| 2月 20 日 | | 国土交通省が被災地での専任技術者要件緩和を通知。 国交省、農水省が被災 3 県の設計労務単価改定。県は23日から運用。 |
| 2月 24 日 | | 県建産連が自民党県連と懇談、復旧・復興工事の優先順位付けた発注の平準化など要望。 |
| 2月 29 日 | | 新地町が都市再生機構と基本協定締結。 県が「ふくしま医療関連産業復興特区」と県下59市町村共同による 「ふくしま産業復興投資促進特区」を申請。 県が再生可能エネルギー推進ビジョン見直し案公表。 |
| 3月 1 日 | | 県も主任技術者の専任要件緩和。 国交省が被災 3 県の宿泊・交通費を考慮した積算基準の改正を決定。 |

| | | |
|-------|--|--|
| 3月2日 | | 復興庁が本県に第1次復興基金として603億円配分。 |
| 3月5日 | | 地域型復興住宅推進協議会が公募していた地域住宅生産者グループとして応募全93グループを登録。 |
| 3月7日 | | 県もインフレスライド条項の運用開始。 |
| 3月11日 | | 県主催の犠牲者追悼式「3・11ふくしま復興の誓い2012」が福島市の「こむこむ」で開かれ、佐藤雄平知事が「ふくしま宣言」。県内外、国外でも追悼式典相次ぐ。 政府主催の東日本大震災追悼式が東京・国立劇場で行われ、天皇陛下が哀悼のお言葉。 |
| 3月12日 | | 東北建設業協会連合会など建設関係5団体が仙台市で「がんばろう！東北」開催。 |
| 3月16日 | | 復興庁が復興制度で本県申請の「ふくしま医療関連産業復興特区」を初認定。 |
| 3月23日 | | 郡山市内の建設関係23団体が郡山市除染支援事業協同組合を設立。 |
| 3月24日 | | 小名浜港沖防波堤復旧工事の着工式典。 |
| 3月26日 | | 広野町役場が現地で再開。 |
| 3月30日 | | 政府が南相馬市、川内村、田村市（都路）の避難区域再編を決定。 福島復興再生特別措置法が成立。3月31日付けで施行。 |
| 3月31日 | | 旧緊急時避難地区に指定されていた広野町が町避難指示を解除。 東日本大震災の復興支援で実施していた高速道路無料化が終了。 |

(福島民報新聞・福島建設工業新聞参考)



福島県災害対策本部の 東日本大震災による被害状況速報

平成 24 年 3 月 16 日（金）8 時 00 分現在 福島県災害対策本部

【警報等発表状況】

| | | |
|-------|-------|--|
| 3月11日 | 14:46 | 震度 6 強／白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱／福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強／大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町 その他県内で震度5弱～を観測 |
| | 14:49 | 津波警報（大津波）発表 |
| 3月12日 | 20:20 | 津波警報（津波）へ切り替え |
| 3月13日 | 7:30 | 津波注意報へ切り替え |
| | 17:58 | 津波注意報解除 |
| 4月11日 | 17:16 | 震度 6 弱／中島村、古殿町、いわき市 震度 5 強／白河市、鏡石町、天栄村、棚倉町、平田村、浅川町 その他県内で震度5弱～を観測 |
| | 17:18 | 津波注意報発表 |
| | 18:05 | 津波注意報解除 |
| 4月12日 | 14:07 | 震度 6 弱／いわき市 震度 5 強／浅川町、古殿町 その他県内で震度5弱～を観測 |
| 7月31日 | 3:54 | 震度 5 強／楢葉町、川内村 その他県内で震度5弱～を観測 |
| 9月29日 | 19:05 | 震度 5 強／いわき市 |

【県・市町村の体制】（災害対策本部等設置状況）

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 県 | 3月11日14時46分、災害対策本部設置、警察本部災害警備本部設置 |
| 市町村 | 災害対策本部設置、46市町村 |

【避難の状況】（避難指示、勧告及び自主避難）

計 30,640人 （南相馬市8,176人、浪江町7,523人、富岡町4,720人ほか）

※参考／避難所等入所者数（2月23日調べ）県外62,674人

【被害の状況】

人的被害

| | | |
|-------|--------|---|
| 死 者 | 2,269人 | (南相馬市896人、相馬市458人、いわき市310人、浪江町184人、新地町115人ほか) |
| 行方不明者 | 46人 | (いわき市37人ほか) |
| 重 傷 者 | 20人 | (相馬市4人、いわき市3人ほか) |
| 軽 傷 者 | 162人 | (南相馬市57人、国見町20人ほか) |

住家被害

| | |
|------|----------|
| 全 壊 | 20,191棟 |
| 半 壊 | 65,693棟 |
| 一部破損 | 148,815棟 |
| 床上浸水 | 1,053棟 |
| 床下浸水 | 340棟 |

非住宅

| | |
|------|---------|
| 公共建物 | 1,116棟 |
| その他 | 24,865棟 |

【その他】

鉄道

常磐線 広野～原ノ町、相馬～亘理（復旧の見込み未定）

一般道路

主要国道 国道6号／一部迂回路の利用を含め全線通行可（警戒区域は立入制限）

一般国道 国道288号／1箇所で通行止め

県道 白河羽鳥線など／21箇所で通行止め

農林道 林道花塚線／1箇所で通行止め

高速道路

常磐自動車道 広野IC～常磐富岡ICを除き県内全線通行可

その他

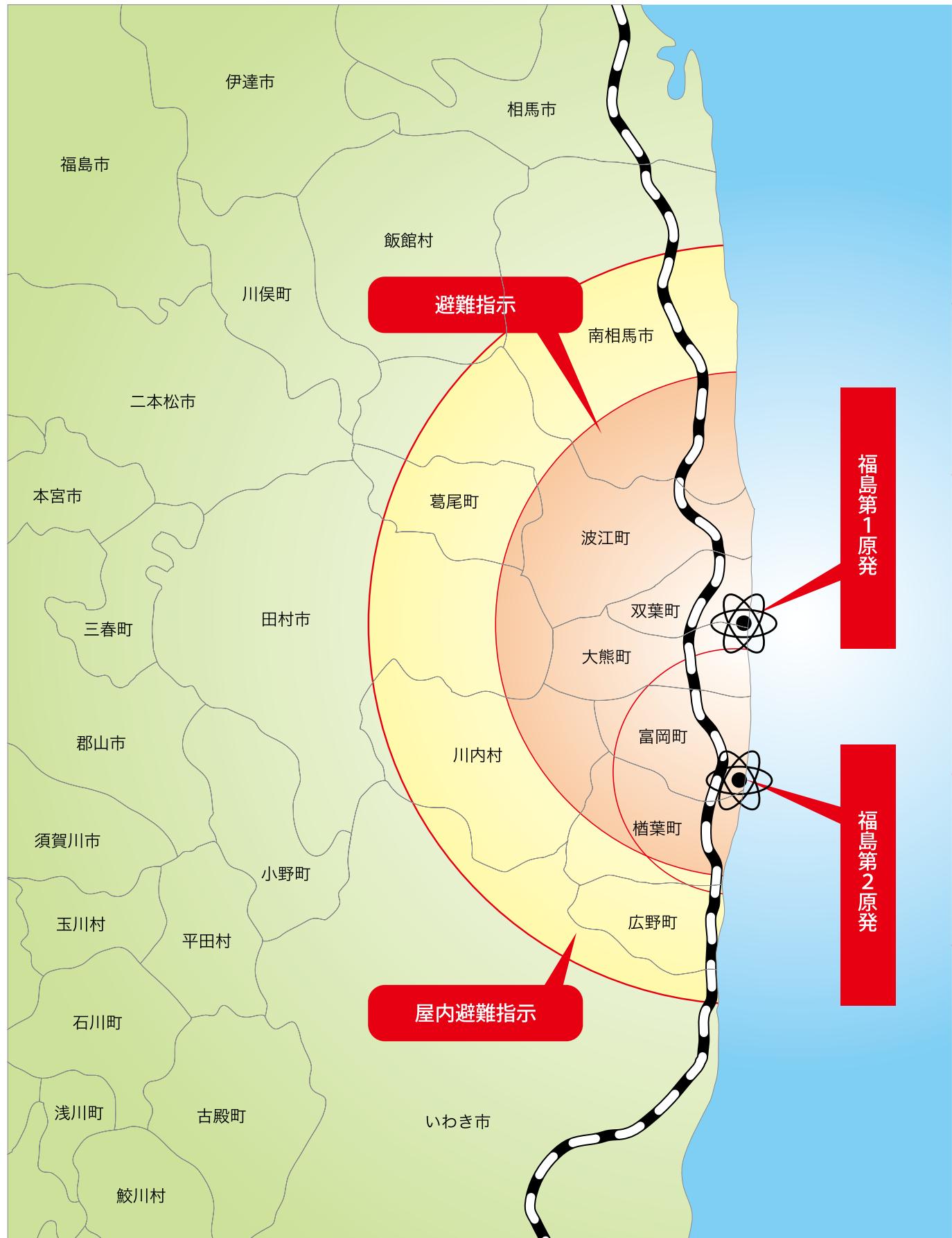
停電 浜通りの一部（津波被害地域、避難指示区域など立入困難地域）で34,297戸

NTT回線 避難指示区域で14,100回線不通、避難所等1箇所に計1回線の特設公衆電話（無料）設置

水道 津波被害地域、避難指示区域など26,085戸で断水

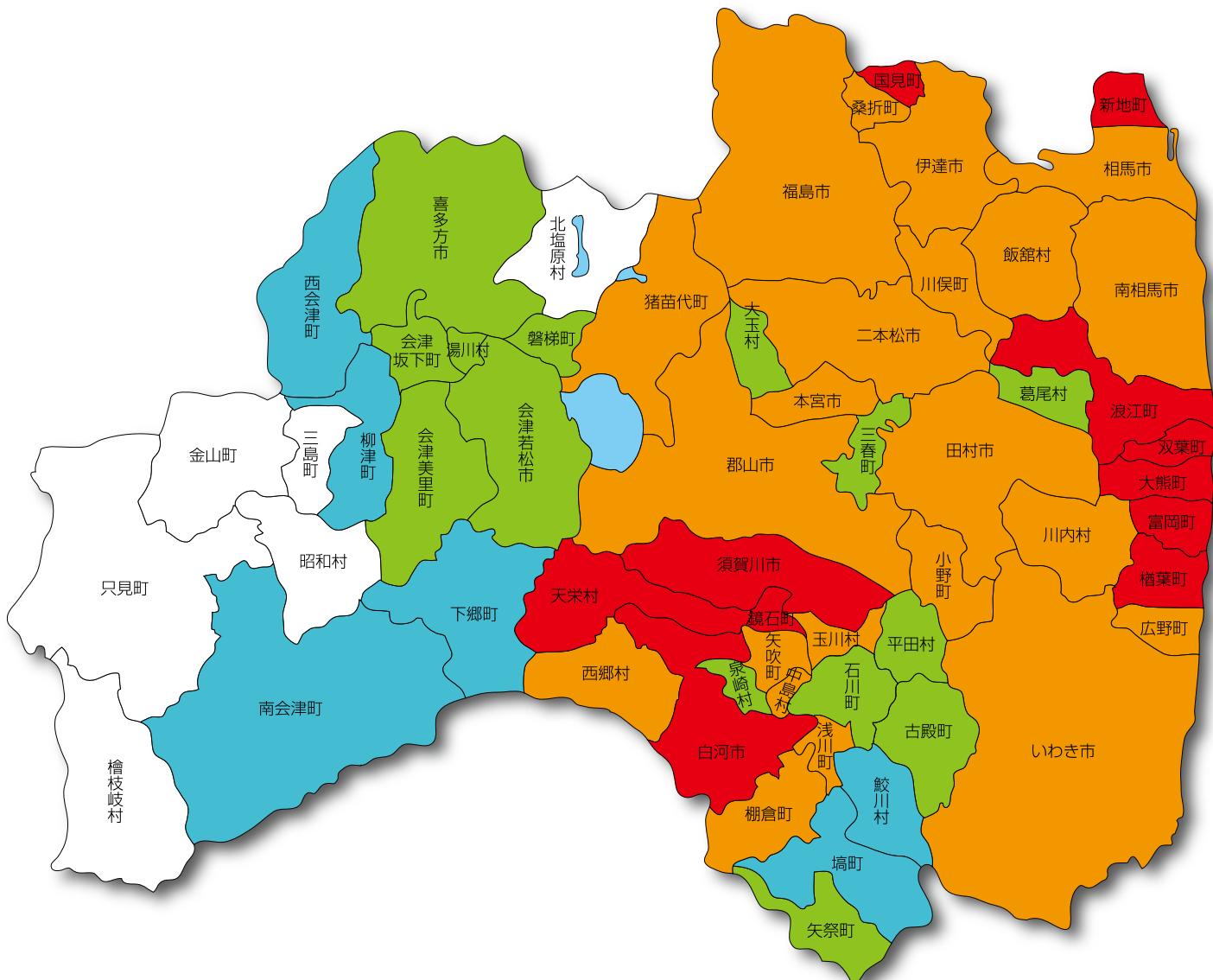


地図で見る 原発避難区域





福島県の震度分布



震度6強

白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町

震度6弱

福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町

震度5強

大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町

震度5弱

城町、鮫川村、西会津町、柳津町、下郷町、南会津町

The background image shows an aerial view of a coastal town after a disaster. Many buildings are collapsed or severely damaged, with debris scattered across the ground. In the distance, a large industrial facility with several tall storage tanks is visible. The sky is overcast.

福島県の災害査定結果



災害査定決定額・ 公共土木施設および港湾・漁港、都市施設等 (原発警戒区域除く)

(金額：百万円)

| 事務所 | 事業主体 | 河 川 | | 海 岸 | | 砂防設備 | | 急傾斜地 崩壊 防止施設 | | 道 路 | | 橋 梁 | | 小 計 | |
|-------------|------|-----|--------|-----|--------|------|-----|--------------------|----|-------|--------|-----|-------|-------|--------|
| | | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 |
| 県北 | 県 | 20 | 235 | | | 3 | 24 | 1 | 6 | 190 | 1,514 | 4 | 116 | 218 | 1,895 |
| | 市町村 | | | | | | | | | 207 | 1,470 | 8 | 123 | 215 | 1,593 |
| | 計 | 20 | 235 | | | 3 | 24 | 1 | 6 | 397 | 2,984 | 12 | 239 | 433 | 3,488 |
| 県中 | 県 | 43 | 586 | | | 3 | 176 | 1 | 15 | 116 | 1,026 | 5 | 343 | 168 | 2,146 |
| | 市町村 | 6 | 178 | | | | | | | 524 | 3,070 | 11 | 301 | 541 | 3,549 |
| | 計 | 49 | 764 | | | 3 | 176 | 1 | 15 | 640 | 4,096 | 16 | 644 | 709 | 5,695 |
| 県南 | 県 | 9 | 52 | | | | | | | 93 | 1,464 | 4 | 82 | 106 | 1,598 |
| | 市町村 | 5 | 87 | | | | | | | 404 | 2,395 | 1 | 6 | 410 | 2,488 |
| | 計 | 14 | 139 | | | | | | | 497 | 3,859 | 5 | 88 | 516 | 4,086 |
| 会津若松 | 県 | 2 | 8 | | | | | | | 9 | 75 | | | 11 | 83 |
| | 市町村 | 1 | 18 | | | | | | | 6 | 197 | | | 7 | 215 |
| | 計 | 3 | 26 | | | | | | | 15 | 272 | | | 18 | 298 |
| 喜多方 | 県 | 3 | 99 | | | | | | | 7 | 80 | | | 10 | 179 |
| | 市町村 | 2 | 33 | | | | | | | 5 | 33 | 2 | 86 | 9 | 152 |
| | 計 | 5 | 132 | | | | | | | 12 | 113 | 2 | 86 | 19 | 331 |
| 南会津 | 県 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 相双 | 県 | 63 | 8,495 | 14 | 28,741 | | | | | 95 | 2,154 | 13 | 692 | 185 | 40,082 |
| | 市町村 | | | | | | | | | 253 | 4,120 | 8 | 41 | 261 | 4,161 |
| | 計 | 63 | 8,495 | 14 | 28,741 | | | | | 348 | 6,274 | 21 | 733 | 446 | 44,243 |
| いわき | 県 | 63 | 14,215 | 46 | 16,801 | 1 | 11 | | | 112 | 5,275 | 11 | 246 | 233 | 36,548 |
| | 市町村 | 22 | 682 | | | | | | | 178 | 1,629 | 13 | 692 | 213 | 3,003 |
| | 計 | 85 | 14,897 | 46 | 16,801 | 1 | 11 | | | 290 | 6,904 | 24 | 938 | 446 | 39,551 |
| 小名浜 港湾 | 県 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 相馬港湾 | 県 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 県北流域 下水道 | 県 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 県中流域 下水道 | 県 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 県 | 203 | 23,690 | 60 | 45,542 | 7 | 211 | 2 | 21 | 622 | 11,588 | 37 | 1,479 | 931 | 82,531 |
| | 市町村 | 36 | 998 | | | | | | | 1,577 | 12,914 | 43 | 1,249 | 1,656 | 15,161 |
| | 計 | 239 | 24,688 | 60 | 45,542 | 7 | 211 | 2 | 21 | 2,199 | 24,502 | 80 | 2,728 | 2,587 | 97,692 |



(金額：百万円)

| 港湾 | | 漁港 | | 小計 | | 下水道 | | 公園 | | 都市施設等 | | 小計 | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|----|-------|-------|-----|-----|--------|
| 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 |
| | | | | | | 14 | 2,956 | 12 | 299 | 1 | 5 | 27 | 3,260 |
| | | | | | | 14 | 2,956 | 12 | 299 | 1 | 5 | 27 | 3,260 |
| | | | | | | 17 | 1,915 | 24 | 374 | 12 | 109 | 53 | 2,398 |
| | | | | | | 17 | 1,915 | 24 | 374 | 30 | 141 | 71 | 2,429 |
| | | | | | | 4 | 1,253 | 13 | 88 | 8 | 233 | 25 | 1,574 |
| | | | | | | 4 | 1,253 | 13 | 88 | 8 | 233 | 25 | 1,574 |
| | | | | | | 2 | 396 | 4 | 40 | | | 6 | 436 |
| | | | | | | 2 | 396 | 4 | 40 | | | 6 | 436 |
| 1 | 8 | | | 1 | 8 | 4 | 169 | 1 | 59 | | | 5 | 228 |
| 1 | 8 | | | 1 | 8 | 4 | 169 | 1 | 59 | | | 5 | 228 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 24 | 5,278 | 2 | 66 | | | 26 | 5,345 |
| | | | | | | 24 | 5,278 | 2 | 66 | | | 26 | 5,345 |
| | | | | | | 39 | 3,495 | 16 | 186 | 18 | 181 | 73 | 3,862 |
| | | | | | | 39 | 3,495 | 17 | 222 | 22 | 228 | 78 | 3,946 |
| 115 | 15,001 | 82 | 13,851 | 197 | 28,852 | | | | | | | | |
| 115 | 15,001 | 82 | 13,851 | 197 | 28,852 | | | | | | | | |
| 35 | 11,388 | 86 | 23,691 | 121 | 35,079 | | | | | | | | |
| 35 | 11,388 | 86 | 23,691 | 121 | 35,079 | | | | | | | | |
| | | | | | | 2 | 136 | | | | | 2 | 136 |
| | | | | | | 2 | 136 | | | | | 2 | 136 |
| | | | | | | 1 | 145 | | | | | 1 | 145 |
| | | | | | | 1 | 145 | | | | | 1 | 145 |
| 151 | 26,397 | 168 | 37,542 | 319 | 63,939 | 3 | 281 | 1 | 37 | 22 | 79 | 26 | 397 |
| 151 | 26,397 | 168 | 37,542 | 319 | 63,939 | 104 | 15,462 | 72 | 1,112 | 39 | 527 | 215 | 17,102 |
| 151 | 26,397 | 168 | 37,542 | 319 | 63,939 | 107 | 15,743 | 73 | 1,149 | 61 | 606 | 241 | 17,499 |



災害査定決定額・農地および農業用施設・森林土木施設等

(原発警戒区域除く)

□災害査定決定額・農地・農業用施設等

(金額：千円)

| 区分 管内 | 査定額合計 | | 農 地 | | | 農業用施設 | | | | | | | |
|----------|-------|------------|-----|------------|------------|-------|-----------|-----|---------|-----|-----------|-----|------------|
| | 個所 | 金額 | 個所 | 面積 | 金額 | ため池 | | 頭首工 | | 水路 | | 揚水機 | |
| | | | | | | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 |
| 県北 | 86 | 1,618,155 | 12 | 8.47ha | 28,670 | 29 | 969,524 | 1 | 1,548 | 35 | 149,737 | 1 | 8,113 |
| 県中 | 663 | 8,419,734 | 206 | 88.94ha | 669,197 | 98 | 2,840,712 | 5 | 22,315 | 179 | 885,728 | 15 | 58,962 |
| 県南 | 320 | 3,587,159 | 63 | 20.97ha | 180,970 | 54 | 404,475 | 8 | 98,075 | 99 | 669,766 | 13 | 46,603 |
| 会津 | 31 | 332,939 | 8 | 2.08ha | 17,102 | 1 | 6,299 | 1 | 2,045 | 10 | 38,988 | | |
| 南会津 | | | | | | | | | | | | | |
| 相双 | 834 | 71,694,485 | 269 | 2,745.89ha | 41,453,643 | 70 | 956,617 | 12 | 288,203 | 203 | 6,150,620 | 48 | 12,013,866 |
| いわき | 57 | 719,496 | 12 | 11.03ha | 61,944 | 7 | 95,749 | 3 | 193,674 | 24 | 78,346 | 2 | 173,701 |
| 合計 | 1,991 | 86,371,968 | 570 | 2,877.38ha | 42,411,526 | 259 | 5,273,376 | 30 | 605,860 | 550 | 7,973,185 | 79 | 12,301,245 |

□災害査定決定額・森林土木施設等

| 事務所 | 事業主体 | 治 山 | | 林 道 | | 合 計 | |
|-----|------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| | | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 |
| 県北 | 県 | | | | | | |
| | 市町村 | | | 42 | 199,183 | 42 | 199,183 |
| | 計 | | | 42 | 199,183 | 42 | 199,183 |
| 県中 | 県 | | | | | | |
| | 市町村 | | | 38 | 194,392 | 38 | 194,392 |
| | 計 | | | 38 | 194,392 | 38 | 194,392 |
| 県南 | 県 | 2 | 128,626 | | | 2 | 128,626 |
| | 市町村 | | | 23 | 61,661 | 23 | 61,661 |
| | 計 | 2 | 128,626 | 23 | 61,661 | 25 | 190,287 |
| 会津 | 県 | | | | | | |
| | 市町村 | | | 15 | 118,433 | 15 | 118,433 |
| | 計 | | | 15 | 118,433 | 15 | 118,433 |

(金額：千円)

| 農業用施設 | | | | | | | 生活関連 (集落排水施設等) | | 海岸保全施設 | | 除塩事業 | | |
|-------|-----------|-----|-----------|----|--------|-------|-------------------|-----|-----------|----|-----------|----|---------|
| 堤防 | | 道路 | | 橋梁 | | 小計 | | | | | | | |
| 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 |
| | | 1 | 2,182 | | | 67 | 1,131,104 | 7 | 458,381 | | | | |
| | | 105 | 324,970 | | | 402 | 4,132,687 | 55 | 3,617,850 | | | | |
| | | 49 | 242,041 | | | 223 | 1,460,960 | 34 | 1,945,229 | | | | |
| | | 2 | 5,686 | | | 14 | 53,018 | 9 | 262,819 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 1,730,827 | 153 | 932,053 | 6 | 37,788 | 496 | 22,109,974 | 10 | 1,119,443 | 13 | 6,821,098 | 46 | 190,327 |
| | | 1 | 12,808 | 1 | 6,836 | 38 | 561,114 | 2 | 70,408 | | | 5 | 26,030 |
| 4 | 1,730,827 | 311 | 1,519,740 | 7 | 44,624 | 1,240 | 29,448,857 | 117 | 7,474,130 | 13 | 6,821,098 | 51 | 216,357 |

(金額：千円)

| 事務所 | 事業主体 | 治山 | | 林道 | | 合計 | |
|-----|------|----|-----------|-----|---------|-----|-----------|
| | | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 | 個所 | 金額 |
| 南会津 | 県 | | | | | | |
| | 市町村 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 相双 | 県 | 3 | 3,939,553 | | | 3 | 3,939,553 |
| | 市町村 | | | 11 | 33,673 | 11 | 33,673 |
| | 計 | 3 | 3,939,553 | 11 | 33,673 | 14 | 3,973,226 |
| いわき | 県 | 3 | 268,939 | | | 3 | 268,939 |
| | 市町村 | | | 8 | 112,655 | 8 | 112,655 |
| | 計 | 3 | 268,939 | 8 | 112,655 | 11 | 381,594 |
| 合計 | 県 | 8 | 4,337,118 | | | 8 | 4,337,118 |
| | 市町村 | | | 137 | 719,997 | 137 | 719,997 |
| | 計 | 8 | 4,337,118 | 137 | 719,997 | 145 | 5,057,115 |

県の復旧・復興計画の提言

福島県復興計画（第一次）の構成

- はじめに**
1. 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
 2. 復興計画の性格

- 基本理念**
1. 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
 2. ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
 3. 誇りあるふるさと再生の実現
- ※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めるとしている。

- 主要施策**
1. 復興へ向けた重点プロジェクト
 2. 具体的取組と主要事業
 3. 地域別の取り組み

- 復興の実現に向けて**
1. 民間団体や県民等との連携
 2. 市町村との連携
 3. 国への要請
 4. 復興に係る各種制度の活用
 5. 実効性の確保

主　　要　　施　　策

復興へ向けた重点プロジェクト

安心して住み、暮らす

1. 環境回復
2. 生活再建支援
3. 県民の心身の健康を守る
4. 未来を担う子ども・若者育成

ふるさとで働く

5. 農林水産業再生
6. 中小企業等復興
7. 再生可能エネルギー推進
8. 医療関連産業集積

まちをつくり、人とつながる

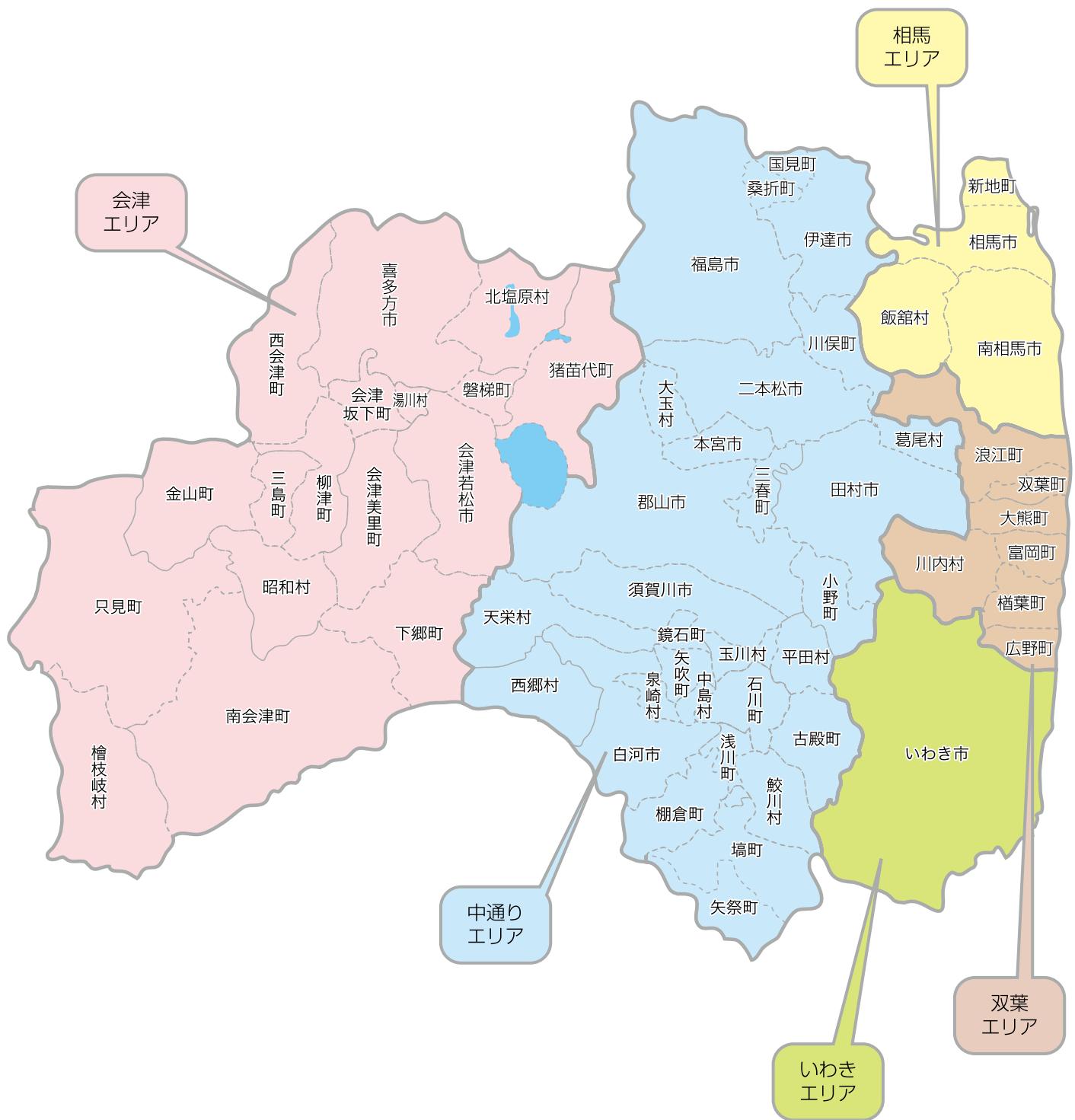
9. ふくしま・きずなづくり
10. ふくしまの観光交流
11. 津波被災地復興まちづくり
12. 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

復興のために重要な事業を抽出し、プロジェクトとして示した。



具体的取組と主要事業

1. 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援
2. 未来を担う子ども・若者の育成
3. 地域のきずなの再生・発展
4. 新たな時代をリードする産業の創出
5. 災害に強く、未来を拓く社会づくり
6. 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり
7. 原子力災害の克服





東北地方太平洋沖地震 災害対策協力本部 対応状況

社団法人 福島県建設業協会

| | | |
|----------------------------|---|--|
| <p>3月11日 (地震発生1日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震により事務所の一部が損傷し、頻発する余震のため職員は屋外に退避。 ・停電及び通信機器（電話、FAX、インターネット）の不通により事務所機能が消失（停電は夜に復旧、通信は翌日に一部復旧）。 |  |
| <p>3月12日 (地震発生2日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高木明義専務理事を中心に管理職会議を開き、今後の災害対応を協議。正副会長への連絡・確認を実施。 ・本会内に「東北地方太平洋沖地震 災害対策協力本部」を設置。総括本部長を三瓶英才会長、業務統括責任者を高木明義専務理事として災害対応を開始。 ・傘下16支部に対して協力本部の設置を周知し、同様に支部への協力本部の設置、管内における被災状況の把握と災害応急活動等に全面的な協力を依頼。 ・職員が手分けして各支部管内の被災状況等を支部長もしくは支部事務局に確認。 |  |
| <p>3月14日 (地震発生4日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・建設センター断水による本会事務局の機能不全及びガソリン不足による通勤不能者を防ぐため、職員が交代制勤務により事務局の機能維持を決定（22日から通常勤務。屋上タンクの水は16日夕刻に枯渇、断水は17日朝に復旧）。 ◆三瓶会長名で佐藤県知事及び国土交通省に「東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧対応について」の緊急要望（1） <ul style="list-style-type: none"> ①現在、施工中の工事については、災害復旧に全力を尽くすため、工事中止命令を発令願いたい。 ②ガソリン、軽油については、本日中に底をつき緊急災害復旧支援作業に支障が生じるので、至急の手配をお願いしたい（緊急支援車輌等を含む）。 ③年度末の資金繰り及び竣工物件等への支払いについては、特段のご配慮をお願いしたい。 ④応急復旧作業については、前払い金の支払いについての特段のご配慮を賜るようお願いしたい。 ・県内資材工場等の被害及び稼働、在庫状況を調査。 | <p>協会本部と喜多方支部の看板設置状況</p> |
| <p>3月15日 (地震発生5日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県土木部「災害対応業務に専念するため、現在施工中の工事は原則として全て中止する（ただし、竣工検査ができるものについては、出納局工事検査課と速やかに調整すること）」を周知。 ・本会が東北建設業協会連合会と共同運営する「資機材管理システム」の活用を福島県土木部に提供。 ・福島県土木部「災害復旧に係る機材調査」を依頼。 | |
| <p>3月16日 (地震発生6日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・協力本部の業務内容及び指示系統等の明確化を図るため、規約並びに組織体制を策定。 ・各支部における協力本部の活動状況の定時報告を依頼。 | |
| <p>3月17日 (地震発生7日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県建設業協会「支援物資」の提供（県災害対策本部へ） | |
| <p>3月18日 (地震発生8日目)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆三瓶会長名で佐藤県知事及び国土交通省に「東北関東大震災による福島県建設業界の現況及び課題について」の緊急要望（2） <ul style="list-style-type: none"> ①津波・原発被害企業に対する資金繰り支援 ②様々な影響を受けた県内建設企業への資金繰り支援 ③職員の給料不払い問題への対処 ④手形不渡りの懸念払拭措置 ⑤部分払・竣工金の手続き簡素化による速やかな支払い | |

- ⑥市町村への国土交通省施策の指導・浸透
 - ⑦原発災害地区の将来雇用の不安解消策
 - ⑧建設業に対する融資支援全般
 - ⑨中間前払金の認定調書発行の簡素化（県と市町村）
 - ⑩中間前払率の3割（←2割）への引上げ（暫定措置）
 - ⑪原発災害で避難した建設企業に対する支援
 - ⑫下請債権保全支援事業の簡素化による利用者支援（下請けと資材業者保護）
 - ⑬機能不全に陥った元請から支払いを受けられない企業救済
 - ⑭建設業経営等全般に係る相談窓口の開設
 - ⑮原発被害により避難した建設企業への東京電力による緊急支援（融資等）
- 3月19日**
(地震発生9日目)
- ・紀南建設業協同組合及びすさみ建設会（和歌山県）「支援物資」の提供（県災害対策本部へ）。
- 3月20日**
(地震発生10日目)
- ・津波被害を受けた海岸沿いの相馬・いわきの両支部に対して地元自治体の要請に応えられる体制構築を依頼。
 - ・各支部（双葉支部を除く）に対して災害対応の連絡体制の徹底を指示。
 - ・福島県土木部「災害復旧に係る機材調査」「発動発電機付きポンプに関する調査」を依頼。
- 3月23日**
(地震発生13日目)
- ◆建産連の三瓶会長名で県知事、県議会等に「東北関東大震災・原発事故に関する要望」を実施。
 - ▼津波・原発災害で避難した浜通り地区について
 - ①津波・原発被害企業への資金繰り支援（補助金・金融機関の融資条件緩和）。
 - ②社員等従業員の給料・賃金不払い問題への対処支援。
 - ③手形不渡りの懸念払拭措置。
 - ④部分払・竣功金手続きの簡素化と速やかな支払い。
 - ⑤測量等委託業務については、部分完成払いなどの特例措置支援。
 - ⑥原発災害地の雇用（就労）不安解消。
 - ⑦原発災害で避難した建設業・電設業・空調衛生工事業・測量・建築設計・コンサルタント業・生コン等資材業に対する救済支援。
 - ⑧機能不全に陥った元請から支払いを受けられない下請け、材料等企業の緊急救済。
 - ⑨原発被害により避難した建設業・電設業・空調衛生工事業・測量・設計コンサルタント等、生コン等資材業への東京電力による緊急支援。
 - ▼全地域
 - ①ガソリン・軽油等燃料の早急な確保支援。
 - ②建設・建設関連企業に対する融資支援。
 - ③県発注工事に関しては、3月末時点における進捗基準での出来高払い措置支援。
 - ④中間前払金の認定調書発行の簡素化支援。
 - ⑤中間前払率の3割への引上げ（暫定措置）支援。
 - ⑥市町村への国土交通省・県施策の指導・誘導等の浸透支援。
 - ⑦下請債権保全支援事業の簡素化による下請・資材業者保護。
 - ⑧建設業経営等全般に亘る相談窓口の開設。
 - ▼国に対する要望（相馬支部より）
 - ①被災地域で建設会社が円滑に活動するため、国として現金取引以外に関して保証を確約するとともに、簡素（レシートなど）な精算が可能となる措置をお願いしたい。
 - ②原発事故による風評により重機・軽油などの資機材が入らないので、退避地域外に集積地を設けて必要な資機材を確保してほしい。
 - ③下請け業者や資材納入業者など民間取引での支払いについて、手形や月末支払いの期限を延長できる措置をお願いしたい。
 - ④金融機関に対して災害対応枠での無利息融資を設けることを働きかけてほしい。
- 3月24日**
(地震発生14日目)
- ◆国に対する要望（国交省の谷脇建設業課長、全建及び東北連合会）
 - ①人件費と3月～5月（1月～3月分に相当）の協力会社への支払い資金の無担保融資及び利子補給。
 - ②信用保証協会の保証利息の国家負担（無利子）。

| | |
|---------------------|--|
| | <p>③4月～9月の受注見通しがつかないため長期資金の融資及び利子補給。 ④被災地本社の会社について経営事項審査及び入札参加資格の条件緩和。 ⑤当分の期間、過去2年間の完工高見合いの10%の公的資金を注入。 ⑥復興工事の契約前渡金を50%にし部分払いを強化。 ⑦今後の受注見通しが見えないことから銀行融資が受けられないので給料を支払うための資金繰り。</p> |
| 3月25日 (地震発生15日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会相馬支部において「復旧対策委員会」及び「被災地視察」(南相馬市)。 ・本会より高木専務理事及び鳥居事務局長等が出席し、当該被災地における応急復旧状況の確認と今後の対応等を協議、その後に真野川河口周辺を視察。 |
| 3月28日 (地震発生18日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県土木部「応急仮設住宅に係る連絡会議」を開催（プレハブ建築協会、県建設業協会、県電設業協会、県空調衛生工事業協会、県エルピーガス協会、県森林組合連合会が参加）。 <p>▽本県は9万人の避難住民▽中通りを中心に7月末を目途に計2万戸、うち応急仮設住宅は1万4千戸、民間借上げ5千戸、公営住宅空き家提供1千戸供給▽県はプレハブ建築協会と協定締結しており同協会会員企業と個別契約の予定▽本会への元請枠を提案。本会は県産材を活用した仮設住宅など提案▽本会が「応急仮設住宅対策（木造仮設住宅）」について緊急調査。</p> |
| 3月30日 (地震発生20日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅に関して会津大学短期大学部の柴崎恭秀准教授と打合せ。 ・応急仮設住宅対策のための参考図面を各支部へ提供。 ・本会正副会長会議及び理事会において「災害対策協力状況」を報告するとともに今後の対応を協議。 |
| 4月1日 (地震発生22日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会及び県建築大工業協会、県建設業協同組合で県知事に対して「仮設住宅設営に関し木造住宅の活用」を要望。（プレハブ・コンテナ住宅1,000戸、木造仮設住宅1,000戸の供給体制を整備、木造仮設住宅を提案）。 ・松本副大臣への報告（国交省 谷脇建設業課長へ）。（福島第一原発から20～30km圏内で活動する建設業者の対応状況）。 |
| 4月3日 (地震発生24日目) | <p>◆建産連の三瓶会長名で民主党の岡田幹事長等に対して要望書を提出。</p> <p>▼大津波・原発事故等被災地への早急な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原発災害地域である双葉地区建設企業に対する東京電力㈱の早急な賠償金の支払い。 ②建設業、建設関係・関連被災会社再生のための資金繰り等、金融支援強化（支払、社員、社屋、重機等）。 ③被災地の応急・災害復旧工事への迅速な取組推進。 ④地域の安全・安心の確保、就労を支える建設企業の継続・安定的な仕事の供給。 ⑤原発事故発生30km以内で建設作業に従事する者全員に対して、線量計（A P D）の提供。 ⑥原発事故発生30km以内で従事する建設労働者の待遇（賃金）、資機材の単価、歩掛の割り増し対応、被災者の建設産業への優先的就労推進。 <p>▼県内全域への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「コンクリートから人へ」の政策のもと、自然災害等防止において遅れている本県の社会資本整備を更に遅れさせてきた政策の修正・撤回。 ②災害復旧の充分な予算の確保、緊急復旧のための大規模補正予算の確保。 ③本県を災害に強い県とするために、本県に対する抜本的な災害に強いグランドデザイン確立と社会資本の整備推進。 ④現場代理人、主任技術者の専任制・常駐制等建設業法の弾力的運用。 ⑤地域社会に貢献してきた実績のある建産連会員の優先的活用。 |



南相馬市の国道6号

4月4日
(地震発生25日目)

- ・いわき市内において「被災地視察」（勿来・小名浜・豊間・薄磯・久之浜地区）。
- ・本会より高木専務理事及び鳥居事務局長が、当該被災地における応急復旧状況の確認のため視察。



海岸護岸が破壊・勿来岩間町

4月5日
(地震発生26日目)

- ・東京建設業協会より「支援物資」の提供（被災地へ）。
- ・東北建設業協会連合会「がんばろう！東北」ヘルメット用ステッカー（1,800枚）の提供（災害復旧作業にあたる会員企業に配布）。



原発から20Km圏内での検索活動

4月6日
(地震発生27日目)

- ・県警と南相馬市の依頼を受けた本会相馬支部会員企業とその協力会社が作業員と重機を出し道路確保及びガレキ撤去を行う。
- ・福島第一原発から半径20km圏内での活動状況報告（写真提供：庄司建設工業）。



放射線測定器を受取る三瓶会長

4月7日
(地震発生27日目)

- ・本会の三瓶会長及び高木専務理事が上京し、民主党国土交通委員会で意見聴取。
- ・全国建設業協会より「放射線測定器」を借入（4台）。

4月11日
(地震発生32日目)

- ・「会員企業における社屋等の損壊に関する調査」を実施。（社屋全壊2企業、半壊5企業、代表者自宅半壊3企業）。

4月12日
(地震発生33日目)

- ・福島労働局より本会及び建災防県支部に対して粉塵マスク3,000枚の配布（浜通り支部を優先し配布）。

4月15日
(地震発生36日目)

- ・福島原発10km圏内での行方不明者検索活動におけるガレキ撤去の体制整備（双葉支部会員に依頼）。

4月18日
(地震発生39日目)

- ・本会が県応急仮設住宅建設に団体応募（4,000戸分、構成員数96社）。

4月19日
(地震発生40日目)

- ◆建産連として民主党の岡田幹事長、同党県総支部連合会の吉田代表、大畠国土交通大臣に対して要望書を提出。
- ①今回の原子力災害については、国に一刻も早く事態の収拾を図ること。
 - ②建設業営業等休業に関する休業補償・賠償及び将来に対する支援措置を図ること。
 - ③避難者のための仮設住宅建設に当たっては、地域経済活性化県内建設産業の再建・振興のため地域建設産業を活用すると共に、県木材を最大限利用した地産地消を図ること。
 - ④本県建設産業は公共事業依存型の県内の基幹産業である。今回の大震災により一般公共事業費の多くが被災地の災害復旧等に転用されることになると、遅れている本県全体の社会資本整備が更に遅延すると同時に、地域経済がより沈滞することにもなるので一般公共事業費を確実に確保し早期発注に努めること。
 - ⑤原発事故周辺の建設産業及び建設作業に従事する者・重機機械等についてはその任務・業務の危険度・重要性を配慮した適正な代金支払いの設計積算を行うこと。また、安全の確保に万全を図ること。

4月20日
(地震発生41日目)

- ・自衛隊および県災害対策本部「福島第一原発20km圏内での行方不明者検索について」を本会に重機手配の依頼（双葉支部に依頼）。
- ・本会の相馬支部と双葉支部が相双地域での行方不明者検索、瓦礫撤去などに連携して当たることを申し合わせ。

| | |
|---------------------|---|
| 4月22日 (地震発生43日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部「応急仮設住宅の事業候補者決定について」を発表（本会は1,300戸の供給依頼予定）。 ・県災害対策本部「福島第一原発20km圏内での行方不明者捜索について」を本会に重機手配の依頼（双葉支部に依頼）。 ・県災害対策本部より「防護服（1,000着）等」の提供（福島第一原発20km圏内で作業する会員企業へ）。 |
| 4月25日 (地震発生46日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅供給事業者に応募（プレハブ工法500戸、コンテナ工法500戸）。 ・県災害対策本部「福島第一原発20km圏内での行方不明者捜索について」を本会に重機手配の依頼（双葉支部に依頼）。 |
| 4月27日 (地震発生48日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「応急仮設住宅（公募型）建設事業調整会議」を開催。 <p>▽公募の経過と選考結果について▽建設地の決定方法について▽建設にあたっての留意事項について▽契約について▽今後のスケジュールについて一など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部に対して「重機作業等の経費負担（土木一般世話役）」を依頼。 ・県災害対策本部「福島第一原発20km圏内での行方不明者捜索について」を本会に重機手配の依頼（相馬支部、双葉支部に依頼） |
| 4月28日 (地震発生49日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会正副会長会議及び理事会において「義援金、応急仮設住宅事業者公募結果及びこれに伴う県建設業協同組合債務の保証」に関する件を協議。 |
| 5月10日 (地震発生61日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・全建「各都道府県協会から集まった善意の3千万円を県災害対策本部に寄付」。 |
| 5月12日 (地震発生63日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会の高木専務理事が上京し、自由民主党国土交通部会で要望聴取。 ・上記部会に資料「瓦礫撤去のイメージ図」を提出。 |
| 5月18日 (地震発生69日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・いわき支部より作業状況の写真報告（木材・金属・コンクリート・その他瓦礫に4分類し集積、本格的な処理作業に入る）。 |
| 5月19日 (地震発生70日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会正副会長会議及び理事会において「義援金の使途、復興事業・原子力発電所事故損害賠償対策室の設置、応急仮設住宅、県に対する寄付金の贈呈」について協議。 |
| 5月20日 (地震発生71日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会事務局内に「復興事業・原子力発電所事故損害賠償対策室」を6月1日に設置することを発表（専務理事が室長を務め専任の人員を配置）。 <p>①国・県・関係市町村が行う復旧・復興事業への協力。 ②復旧・復興事業に関する会員企業への情報提供。 ③被災者のための仮設住宅建設への協力。 ④原子力発電所事故損害賠償制度に関する情報の収集及び当該会員への提供。 ⑤原子力発電所事故に伴う損害額の算定。 ⑥原子力発電所所有者及び関係機関に対する要望。</p> |
| 5月23日 (地震発生74日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会の三瓶会長が県地域経済対策連絡会議に出席し、意見交換。 ・本会の高木専務理事と岡和田監事が上京し、文部科学省の原発事故に関するヒアリングで意見聴取。 |
| 5月24日 (地震発生75日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・建産連会長名で東京電力に対して要望書を提出、三瓶会長及び田中副会長等が上京。 (双葉地区の建設業がこれから先の持続的経営維持、そして双葉地区再生のため、貴電力に関連する復旧事業等については、双葉地区の企業を最大限に活用されるよう強く要望)。 |



浅沼会長が原県土木部長に手録を手渡す



いわき市における瓦礫の集積状況

| | |
|----------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・建産連「原発事故損害に関する会議(第1回)」に出席。 |
| 5月30日 (地震発生81日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・須賀川支部より作業状況の写真報告（須賀川市との業務委託）。 |
| 6月1日 (地震発生83日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会事務局内に「復興事業・原子力発電所事故損害賠償対策室」を設置。 |
| 6月3日 (地震発生85日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・建設経済研究所が東日本大震災に関する臨時レポートのための被災地調査で来所し、高木専務理事と鳥居事務局長、皆川対策室長代理が応対。 |
| 6月6日 (地震発生88日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会「仮設住宅建設にかかる中間説明会」を開催。 |
| 6月6日 (地震発生88日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会が県に義援金1,000万円を贈呈、正副会長・専務理事が県災害対策本部で原土木部長に目録を手渡した。全国県産連からの350万円と県土木技士会からの100万円の目録も合わせて届けた。 ・県土木部幹部と本会正副会長、専務理事、常任理事等との意見交換会が開催され、今後の災害復旧工事のあり方等について意見を交わした。 |
| 6月10日 (地震発生92日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・相馬支部より瓦礫等運搬・撤去について状況報告（業務委託）。 |
| 6月13日 (地震発生95日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償紛争審査会より「原子力発電所事故に関連した被害状況等について」調査への協力依頼があり、全会員を対象に実施。 |
| 6月15日 (地震発生97日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償紛争審査会建設・不動産分野専門委員会の現地調査（福島市）に石川理事、岡和田監事、高木室長が出席し、原子力発電所事故による建設事業者の被害実態等について状況報告。 ・県土木部「建設産業団体における風評被害について」、今後想定される項目や実害と考えられる項目を回答。 |
| 6月16日 (地震発生98日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償紛争審査会建設・不動産分野専門委員会の現地調査（いわき市）に田中副会長が出席し、原子力発電所事故による建設事業者の被害実態等について状況報告。 |
| 6月20日 (地震発生102日目) | <p>◆建産連正副会長等が自民党県連幹部と懇談し、大震災に関する要望を行うとともに、今後の復興ビジョンや復旧事業などについて意見を交わした。</p> <p>(要望事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福島原子力発電所事故について。 ②県内経済復興のための地産地消・最低制限価格の引上げ。 ③業界への就労者受入れのための職業訓練対策。 ④復興後の就労者受入のための産業構造対策。 ⑤平成23年度予算の早期執行と経済対策。 ⑥離職者対策に対応した人工等の設計積算。 |



東京電力に要望書を手渡す三瓶会長・左



流木撤去・江花川地区



義援金の贈呈



県土木部との意見交換会



瓦礫運搬・南相馬市原町区

| | |
|----------------------|--|
| 7月1日 (地震発生113日目) | ・大塚製薬㈱「復旧・復興作業に従事する作業者に対する“オロナミンC”の贈呈」に協力。 |
| 7月8日 (地震発生120日目) | ・東北の社会資本整備を考える会「フォーラム：がんばろう！東北」（仙台市）に本県から正副会長はじめ各支部長ら約30名が参加し、早期復興の実現を誓い合った。 |
| 7月13日 (地震発生125日目) | ・県土木部「応急仮設住宅に関する必要書類の作成について」を各タイプ図面供給企業に依頼。 |
| 7月14日 (地震発生126日目) | ・本会「原子力損害賠償に係る建設業等の対応説明会」を開催し、会員企業等から約140名が参加。 |
| 7月15日 (地震発生127日目) | ・福島県「第3回原子力損害に関する関係団体連絡会議」に皆川対策室長代理が出席し、本会から「一法人一律250万円の仮払い額では、建設業の継続的な経営維持ができない。政府の避難等の指示により生じた営業損額等の損失補償を早急に支払うこと」を要望。 ・福島労働局より「がれき処理作業に用いるマスク（1,480枚）」の提供（浜通り支部を優先し配布）。 |
| 7月19日 (地震発生131日目) | ・こおりやま建設協会（郡山支部）が「東日本大震災特集（郡山市）」を発行し、市内の被害状況や応急復旧作業状況を掲載するとともに、被災状況やガレキ処理及び応急復旧状況、放射能汚染による園庭・校庭の表土除去作業の様子を写真で紹介。 |
| 7月22日 (地震発生134日目) | ・県農林水産部「警戒区域内の死亡家畜の埋却処理及び放たれ畜（牛）の捕獲等について」を当該3支部に依頼。 |
| 7月28日 (地震発生140日目) | ・東北建設業協会連合会等関係5団体「がんばろう！東北 東日本大震災の教訓を生かそう 東北からのメッセージ」（仙台市）に本県から正副会長はじめ各連絡協議会長ら約40名が参加。 |
| 8月4日 (地震発生147日目) | ・本会職員が「芝生の公園除染」実証実験会に参加。 |
| 8月5日 (地震発生148日目) | ・本会理事会において「東日本大震災や新潟・福島豪雨災害で大きな被害を受けた県土の復旧・復興と経済の再生・再建に向けて会員が一丸となって取り組むこと」を表明するとともに、「復興事業・原子力発電所事故損害賠償対策室」の活動状況を報告。復興関連事業として「放射性物質汚染土壤・汚染水の浄化」と「民間復興住宅の建設」について、具体化に向けて検討することを了承。 |
| 8月9日 (地震発生152日目) | ・本会「各16支部に対して放射線測定器」を贈呈。 ・全国建設業協会「復旧・復興支援活動の対応状況について」を調査（各支部に依頼）。 |
| 8月10日 (地震発生152日目) | ・福島県「原子力損害賠償紛争審査会（中間指針）の説明会」に本会「復興事業・原子力発電所事故損害賠償対策室」の皆川室長代理が出席（中間指針にかかる意見等を提出）。 |
| 8月11日 (地震発生154日目) | ・本会主催「放射性物質土壤除染実証」を実施（実証地：川俣町立富田小学校、施工者：川俣町建設同業会、技術協力：クマケン工業㈱・秋田県横手市、出席者60名）。 |



フォーラム：がんばろう東北



機械による芝はぎの様子



川俣町で行われた除染実証

| | |
|-----------------------|--|
| 8月18日 (地震発生161日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・県生活環境部「除染専門家等養成に関する懇談会」に高木専務理事及び鳥居事務局長が出席し、除染に関する取組みについて意見交換。 |
| 8月22日 (地震発生165日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・いわき市「第1回復興に関する連絡・調整会議」に本会の高木専務理事及び鳥居事務局長が出席し意見交換。 |
| 8月30日 (地震発生173日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「“風評被害・間接被害”に関する原子力損害賠償に係る東京電力との協議（第1回）」を実施し、本会の鳥居事務局長及び皆川対策室長代理が出席。 |
| 8月31日 (地震発生174日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省「高濃度稻わらの一時保管事業説明会」に本会の二本松支部会員企業、鳥居事務局長及び斎藤業務課長が出席。 |
| 9月6日 (地震発生180日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「第1回福島県地域型復興住宅連絡会議」を開催し、本会の菅野建築技術委員長及び皆川対策室長代理が出席。住宅関連業界が連携し、低価格で高品質の住宅を提供するシステムを構築することで被災者の住宅再建と住宅関連産業の復興を図るもので、年内にモデルプランを作成。 |
| 9月7日 (地震発生181日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「“風評被害・間接被害”に関する原子力損害賠償に係る東京電力との協議（第2回）」を実施し、本会の鳥居事務局長及び皆川対策室長代理が出席。 |
| 9月8日 (地震発生182日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「第1回地域型復興住宅連絡会議」を開催し、本会の菅野建築技術委員長及び皆川対策室長代理が出席。被災地における地域型長期優良復興住宅の生産に関する調査等について協議。 |
| 9月12日 (地震発生186日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「県復興計画検討委員会」を開催し、本会の高木専務理事（対策室長）が出席。 |
| 9月15日 (地震発生189日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会「原子力損害賠償の本請求に向けた建設業等に関する問題等」について、東京電力との協議を実施。 |
| 9月21日 (地震発生195日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・県土木部「福島県公共建築物に係る復旧・復興技術連絡会議（仮称）」を開催し、本会の菅野建築技術委員長及び高畠技術課長等が出席。 |
| 9月26日 (地震発生200日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「県復興計画検討委員会第2分科会（第1回）」を開催し、本会の高木専務理事（対策室長）が出席。 |
| 10月4日 (地震発生208日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「第2回地域型復興住宅連絡会議」を開催し、本会の菅野建築技術委員長及び皆川対策室長代理が出席。 |
| 10月7日 (地震発生211日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「第2回福島県地域型復興住宅連絡会議」を開催し、本会の菅野建築技術委員長及び皆川対策室長代理が出席。 |
| 10月10日 (地震発生214日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「第23回住生活月間中央イベント合同記念式典」において、本会が東日本大震災の復旧・復興に功績のあった団体として同省住宅局長より感謝状の贈呈を受けた。 |
| 10月13日 (地震発生217日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「福島県原子力損害対策協議会第2回代表者会議」を開催し、本会の皆川対策室長代理が出席。東京電力との協議状況や公開質問の内容、原子力損害賠償紛争解決センターの活用について説明を受け、質疑応答を交わした。 |



感謝状贈呈を受ける三瓶会長

| | |
|-----------------------|---|
| 10月14日 (地震発生218日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「応急仮設住宅供給に係る建設事業者会議」を開催し、各施工業者等が出席。応急仮設住宅の追加工事、同住宅の支払い、同住宅の維持管理、同住宅等の生活環境改善のための研究について説明を受けた。 ・高知県建設業協会「木造応急仮設住宅（福島市平野地区）」を視察（27名）。 |
| 10月24日 (地震発生228日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「第2回県復興計画検討委員会第2分科会」を開催し、本会の高木専務理事が出席。 ・本会対策室「福島県地域型復興住宅の要件、設計計画例並びに生産体制の検討」について、福島県地域型復興住宅連絡会議に対して意見・提案を提出。 |
| 10月27日 (地震発生231日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県建設業協会大津支部「東日本大震災による本県の状況」を研修視察（24名）、見舞金も寄贈。 |
| 10月28日 (地震発生232日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業経理研究会「建設業における原子力損害賠償額算定のあり方（特に営業損害について）」報告書の最終案に対する意見提出。 |
| 11月4日 (地震発生239日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・県生活環境部「除染技術実証事業」について公募し、本会及びクマケン工業が「道路舗装面及び道路側溝等除染」と「プール施設及び農業用ため池等における汚染水の浄化技術」について事業応募。 |
| 11月14日 (地震発生249日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「第2回県復興計画検討委員会」を開催し、本会の皆川対策室長代理が出席。 |
| 11月15日 (地震発生250日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部「県原子力損害対策協議会第2回全体会議」を開催し、本会の皆川対策室長代理が出席。 |
| 11月22日 (地震発生257日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「第2回応急仮設住宅に係る建設事業者会議」を開催し、本会の高畠技術課長が出席。応急仮設住宅の供給状況・寒さ対策状況・支払い・維持管理センター設置などについて説明を受けた。 ・福島労働局「復旧事業に係る受注情報等連絡票（第10回）」に対して提供。 |
| 11月24日 (地震発生259日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「応急仮設住宅の追加工事に対する受注意向について」照会を受け、回答。 |
| 11月25日 (地震発生260日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県「第3回県復興計画検討委員会」を開催し、本会の高木専務理事が出席。 ・いわき市「第2回復興に関する連絡・調整会議」を開催し、本会の皆川対策室長代理が出席。 |
| 12月2日 (地震発生267日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県建設業協会佐渡支部青年部「木造応急仮設住宅」の現地視察研修（10名）。 |
| 12月12日 (地震発生277日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県建設産業団体連合会、東京電力に対し建設業振興基金の指針に基づいた損害賠償を行うように要請し、要望書を提出した。 |
| 12月14日 (地震発生279日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索活動に係る延べ人員数及び重機台数について、いわき・相馬支部に集計依頼。双葉支部は本会にて集計。 |
| 12月15日 (地震発生280日目) | <ul style="list-style-type: none"> ・本会、クマケン工業㈱（秋田）共同で、福島市大波地区にて県の除染技術実証事業実地試験を行う。 |



滋賀県建設業協会大津支部の研修視察風景



新潟県建設業協会佐渡支部青年部の視察風景

| | |
|------------------------------|--|
| 12月16日 (地震発生281日目) | ・二重ローン問題の法律が成案となったことから「リース（建機）会社の対応状況について」を該当企業にヒアリング調査し、全建へ提供。 |
| 12月24日 (地震発生281日目) | ・本会、クマケン工業㈱（秋田）共同で、伊達市月館地区にて県の除染技術実証事業実地試験を行う。 |
| 平成24年 1月4日 (地震発生300日目) | ・本会復興事業・原子力発電所事故損害賠償対策室が、原子力損害賠償請求に係る指導助言体制を整えるべく、福島県行政書士会と業務の委任契約を締結。 |
| 1月19日 (地震発生315日目) | ・「放射能除染手法確立研究連携体制確立」ワークショップが開催され、本会の佐久間副会長及び高木専務理事等が出席。 |
| 1月30日 (地震発生315日目) | ・二本松市の新築マンション高線量問題について、弁護士と施工者との相談事業を実施。 ・建設業振興基金「東日本大震災における建設業の災害対応実態調査」で、本会の高木専務理事及び鳥居常務理事等がヒアリング対応。 |
| 2月1日 (地震発生328日目) | ・原発事故損害賠償に係る請求について、東京電力福島原子力補償相談室と協議。 |
| 2月3日 (地震発生330日目) | ・県生活環境部「県除染技術実証事業実地試験結果（第1報）」が発表され、本会及びクマケン工業㈱の放射性物質用凝集剤を用いた除染工法（プール・ため池等汚染水浄化技術）における除染効果は「凝集沈殿により放射性物質が検出されないレベルまで除去できた」であった。 |
| 2月6日 (地震発生333日目) | ・原発事故損害賠償請求事務に係る委託契約について、県行政書士会と協議。 |
| 2月7日 (地震発生334日目) | ・「楢葉町・富岡町公的施設等拠点施設に係る緊急除染実施業務」企画競争に係る説明会が開催され、除染業務の募集要領や安全確保などについて説明がなされた。斎藤業務課長が出席した。 |
| 2月14日 (地震発生341日目) | ・議員立法「二重ローン救済法案」の発議者による説明会開催を案内。 |
| 2月15日 (地震発生342日目) | ・全国建設業協会「東日本大震災の対応等に関するヒアリング」で、本会の高木専務理事及び鳥居常務理事等が対応。 |
| 3月16日 (地震発生372日目) | ・特別講演会「東日本大震災の対応について」を郡山商工会議所等と共に郡山市のホテルハマツにて開催。震災時、東北地方整備局防災課長であった現在の郡山国道事務所長の熊谷順子氏が講師を務め、一般の方々を含む約230名が参加した。 ・国土交通省国土技術政策総合研究所等「東日本大震災における業界団体の活動実態調査」に協力、調査票を提出。 |
| 3月29日 (地震発生385日目) | ・本会理事会において「除染講習会の業務受託」及び「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」について承認、新年度から実施。 |



県建産連が東電に要望



汚染水浄化技術実証事業（福島市大波）



除染技術の実証実験（伊達市月館）



座談会

「東日本大震災との闘い」 —県土の復旧・復興への取り組み—

出席者（敬称略）

| | |
|---------------------|--------------------------|
| 会長 小野利廣 | 県南支部長 藤田光夫 |
| 副会長 佐久間政文（県北支部副支部長） | 宮下支部長 佐久間源一郎 |
| 副会長 佐藤彰宏（郡山支部長） | 喜多方支部長 高橋傳夫 |
| 副会長 木村武美（若松支部長） | 猪苗代支部長 渡部泰夫 |
| 専務理事 高木明義 | 田島支部事務局長 皆川洋一 |
| 常務理事 鳥居和吉 | 山口支部長 酒井秀明 |
| 二本松支部長 石橋英雄 | いわき支部長 長谷川浩一 |
| 田村支部長 武田公志 | 相馬支部長 草野清貴 |
| 須賀川支部長 赤羽隆 | 双葉支部長 岡和田薰 |
| 石川支部長 志賀由和 | 座長 福島建設工業新聞社顧問（論説委員）八島信夫 |



座長／八島信夫

原発問題克服が復興へのカギ 連絡手段再構築の必要性痛感

2011年（平成23年）3月11日、本県に襲いかかった東日本大震災は、津波、原子力発電所事故というとてつもない複合災害をもたらし、多くの尊い命を奪い、住まい、公共建築を倒壊させ、道路・港湾などの社会資本を分断・破壊せしめた。震災直後から応急復旧に立ち上がったのは、紛れもない地域の建設業者だった。

あの日、あの時、建設業協会の会員たちは、どう行動し、未曾有の大震災といかに闘ったのか、協会傘下16支部の代表に一堂に会していただき生の声を聞いた。平成24年度はまさに「復興元年」、県土の復旧・復興はいよいよ本格化する。以下は24年3月29日に福島市の県建設センターで開催した座談会「東日本大震災との闘い」一県土の復旧・復興への取り組みの一概要である。

司会：皆さんには、地域の安全・安心を守るという使命感から、県土の復旧・復興に日々努められていることに対し、心より敬意を表します。まず、それぞれの地域の地震・津波による被害状況と各支部の初期行動についてうかがいます。



木村：若松は震度6弱程度でしたが、それほど大きな被害はなかった。したがって特別な対応はしていません。一部家屋の調査をしたが微々たる被害にとどまりました。相双地区の被害状況を知り、何か手伝えないかと対応を考えたが出動するまでには至らなかった。合わせて原発事故があり、除染の問題が発生して、今後どんな状況になるかも知れないでの、講習会は受講しています。

佐久間（政）：地震直後、国や県からの指示、要請を会員に伝えることから始まりました。県北は震度5強と発表されたが、蓬莱団地にガス会社の地震計があり、そこでは震度6でした。その近く伏拝地区で法面崩壊があり、国道4号線が通行止めになった。その復旧に会員が24時間体制で対応した。中には自ら被災した会員もいたが市民の安心を守るために行動しました。ただ、浜通りに比べたら微々たる被害で済みました。

佐藤：郡山は震度6弱と発表がありました。インフラに大きな被害はでなかつたが随所で小規模な通行不能箇所が出て、その応急復旧に追われた。郡山市役所も建設事務所も使えず情報受発信に苦



労しました。市と災害協定を結んでいる一般社団法人こおりやま建設協会と連携、合わせて60-70社になるが、通信機器が使えずFAXでやりとりしながら、震災翌日から市内の道路の応急復旧、堀などのがれき処理ほかにほぼ1ヶ月半にわたって従事した。続いて学校の表土除去が始まりました。

岡和田：双葉は震度6強、津波の被災は相当なものでしたが、当日はどうすることもできませんでした。12月早朝、原発事故により避難区域に指定され、みんな着のみ着のままで逃げ、家屋も震災時の



ままでです。支部としては連絡をとりようもなく、それぞれ避難した。連絡が取り合えるまで相当が時間がかかりました。

通信手段が全て断たれて

草野：当社の200m近くまで津波による押し水がありました。近くの人たちが会社に集まってきて、夕方6時近くになってようやく落ち着きをとり戻したが、帰る家を失ってそのまま避難所に向かった人も数人いました。一番困ったのは連絡がとれないこと。FAXも電話も通じず、市役所がまったくだめだった。各社は車で市役所に行って連絡を取り合いました。翌日から県道、市道を問わず応急復旧に動き出した。ただ、原発事故による避難で一旦中止となつた。支部会員そのものが避難区域、避難準備区域、そして普通の区域とに分かれてしまったので、会員をどうまとめるかが大変でした。

あとでわかったが、会員企業の従業員が、近くの海岸工事現場で2人亡くなりました。ほかにも多くの従業員が家を失ったりかなりの被害を受けました。そういうことを確認できたのは4、5日経つてからでした。とにかく困ったのは連絡がとれなかった

こと。とくに県とまったく連絡がつかなかつた。市から県に連絡してもらって、相馬市内のこととは市内の業者が対応することを伝えてもらいました。



がれき撤去と行方不明者捜索

長谷川：いわきの海岸線も相当被災しました。地震直後、会社にいたので建設会館に出向くと、そばの県合同庁舎前の駐車場に建設事務所長や振興局長たちが集まって、災害対策本部立ち上げの準備をして

エピソード—① 持ち主特定でき感謝される／がれきの下から金庫を発見

震災後、津波に襲われた沿岸部では道路啓開のため市区単位で、がれき対応と行方不明者捜索が行われた。幹線道路、生活道路・農道等へと啓開した。私たちは夕方に自衛隊・警察と打合せを行い、翌日の作業場所を確認しながら重機・オペレーターを手配、配置した。

本格的な行方不明者捜索に入ったのは4月。相馬市内では自衛隊が中心だった。川やヘドロの中まで捜索し遺体や遺失物を見つけ、警察官が安置所に運ぶという役割分担だった。私たちはバックホーを使わず、自衛隊の誘導の下グラップルで少しずつがれきをつかみながら、遺体がないかを確認した

がれきを動かしているときに、ビニール袋に入ったお金や金庫が出てきた。それらを立ち会っている警察官にお渡しした。警察官は泥を洗い流して乾し保管する作業の繰り返しだった。建物が残っている状態でその家屋から金庫を見つけて届けたケースもあった。

行方不明者捜索が最終段階になったころ、相馬警察署管内だけで4億9000万円が見つかったと聞いた。そのうちの4分の1以上は私たちの作業の中で見つかったものだと思う。

立ち会った警察官が本部に届け出るので、建設会社の誰が見つけた—ということにはならない。相馬市では、たまたまある建設会社が磯部地区でお金を見つけ届けた。見つけた状況も詳しく報告したため、その後、持ち主が分かって大変感謝された。しかし、ほとんどは持ち主がいまだに分からない。（相馬支部）

いました。当支部は防災協定に基づき市内5地区でそれぞれ役員が中心となり、陣頭指揮をとってもらい、会員が保有する重機を投入して初動にあたりました。津波、原発の影響があり、初めに着手したのは幹線道路の通行確保でした。橋梁と盛り土部分の段差解消などに時間を費やしました。

翌日12日から津波被害地域に入りました。最初は道路確保との名目だったが、消防と警察が行方不明者の捜索に入るから進入路確保を急ぐことになった。道路を開きながらがれき撤去と同時に遺体捜索にも携わりました。そこでも重機を集めるという連絡をとれないことが最大のネックとなった。現場がどういう状態で進んでいるのか遠くではわからなかった。毎日現地に行って、次の日はどういう作業をしたらいいか打ち合わせる。その繰り返しが2週間ぐらい続きました。その後、がれき処理中心の体制が数ヶ月続いた。

いわきは震度6弱程度だが、時間的には全国で一番（3分近く）揺れていたといわれます。道路がかなり傷んでいて補修に相当時間がかかった。

1カ月後、今度は山間部で震度6弱

司会：いわきの場合、3・11の1カ月後にも大きな地震がありましたね。



長谷川：4月11日、12日にまた震度6弱という大きな地震に2回揺らされました。今度は山間部の断層の直下型で県道いわき石川線が、道路崩壊で大きく2カ所にわたって寸断された。1人亡くなっているので、その捜索もあって支部会員をそちらの復旧作業に向けた。

がれき処理は今年3月末で95%済んだが、4・11-12の地震で全半壊の家屋が5000棟あり、その解

体を市から委託されて協同組合が進めています。まだ900棟程度で、あと4000棟解体しなければなりません。解体あり、災害復旧あり、県・市とも通常の工事もありというなかで、技術者が足りず苦労している。なるべく発注者に迷惑をかけずやっていますが、色んなところにひずみが出てきています。



酒井：南会津地方は震度5弱ぐらいでした。初動としては、管内をパトロールして、ほとんど影響ないことを確認しました。被災地の浜通りからの連絡待ちという状況でした。

皆川：山口支部と同じ震度5弱でしたが、揺れは長く感じました。会員会社に被害状況を聞くと、被害はありませんでした。支部として支援体制をとったり、建設事務所からの要請もあり、資機材の調査などを進めたがとくに要請はなく、支援活動には至っていません。

路線パトし、まず看板やバリケード設置

渡部：猪苗代町内の震度は6弱で多くの住居や土蔵が全・半壊しました。地震直後から支部会員全社が、ただちに各路線のパトロールを実施し被害状況の把握に努めました。道路の亀裂や崩壊、橋台の段差、上下水道管の断裂やマンホールの隆起などに対し、通行止めなど交通規制の看板やバリケードの設置をすぐに行いました。

その後の応急復旧工事では、骨材や燃料不足、通信手段が回復せず大変苦労しました。また、断水地区への水



の配給も依頼され、たまたま保管してあったペットボトルを配達し関係者から感謝されました。



高橋：喜多方は地震直後ただちに緊急役員会を開き、本部からの要請もあり「災害対策協力本部」を設置し、看板を掲げました。県と協議していくなかで、被災地への救援物資などを搬送できる車

両の調査や（車両用の横断幕を作成した）緊急通行車両の登録、および支援資材の調査があり報告したが、現実に要請はなかった。県の災害対策本部より、協会本部を通して災害応急対応可能重機などの調査依頼があり、報告したが正式な要請はありませんでした。

佐久間（源）：当地は震度5弱だったと思いますが、宮下は維持管理業務を共同受注として一括で県と契約を結んでいるので、地震発生と同時に、マニュアルに基づき全域をパトロールしました。

具体的に大きな被害はなかった。その後、土木事務所や町と相談し5月連休ごろに支部員、協同組合員からボランティアを募って南相馬地区に出向き、がれき処理の手続きをさせてもらいました。



24時間体制で土砂撤去

藤田：震災当時から昨年11月までは小野（利廣）支部長でした。当支部は白河地区と東白川地区に大別して活動してきました。白河地区では震度6強に見舞われ、葉ノ木平という地域で大規模な土砂崩れがありました。4家族13人が生き埋めとなりました。当支部はその救出に24時間体制で当たり、重機・

バックホーで土砂を撤去し、運搬に努めた。

大信地区でも土砂崩れで1人が亡くなり、そこでも土砂の撤去作業に当たりました。そのほかの被害としては白河小峰城の石垣が大規模崩落し、白河市内の至るところでマンホールが飛び出し、各地で土砂崩落がありました。東白川地区は震度6弱の揺れだったが大きな被害は見られず、比較的早く電気も水道も復旧しました。

そんな中で県南支部としては、一刻も早く不明者を捜索しなければならないと考え、重機オペレーターは一時も欠かさず、交代で握り飯を食べながら頑張りました。ここでの燃料は国も特別の配慮をしてくれました。



志賀：石川地方は震度6弱ぐらいでした。被害は少なかったが、あえて言うなら玉川地区の被害がややひどかった。当日11日の午後3時には最寄りの土木事務所に集合したが、会員との連絡がなかなかとれませんでした。それでも連絡がついた会員だけで、県の要請を待ちました。そしたら仙台空港が津波でやられたので各種機材・物資の搬入は福島空港になるだろうということで、空港までの道路の維持・復旧に乗り出しました。各方部から連絡のとれる人だけが集まって通行不可能個所や片側しか通れない場所の復旧に徹夜で取り組みました。12日朝5時には次の作業員と交代し何とか復旧にこぎつけました。



業界の体力衰え救助活動に支障

一番苦労したのは、ほかの支部と同じく会員との連絡がつかないことと、燃料の確保でした。4月に

入って、さきほどいわきの長谷川さんからも話がありました県道いわき石川線の土砂崩落で、民家3軒が土砂に埋まり、いわきからはその救出にこられないとということで、石川の消防、救急車を緊急手配しました。

建設業界の重機も多数投入して懸命に救出活動を行いましたが、朝方遺体が発見されました。その後、須賀川からいわきに向かった人が通称・御斎所峠で土砂に埋まっているらしいということで、われわれはダンプカー7台とバックホー4台ほど動員して朝5時に集合して日没まで対応しましたが、残念ながら土砂の中から遺体でみつかりました。

振り返ってみると、われわれ業界も体力が落ちていてスムースな救助活動ができなかった。今後の体制を立て直すことを考えなければと思いました。



赤羽：須賀川地方は震度6強で、地震直後からパトロールを開始し、通行不能個所などのバリケード設置といった応急措置に努めました。被害は予想以上に大きく、目を疑うほどでした。家屋の倒壊、道路の地割れ、崩壊による通行止め、下水道施設の破壊、長沼地区のため池（藤沼湖）の崩壊、水道・電気の不通などさまざまな被害をもたらしました。

市役所は建物が全滅状態になり、市内がマヒ状態に陥りました。それでも打ち合わせして、翌日から県道、市道の通行止め解除のため応急復旧を開始しました。

過去災の教訓生かし各社が対応

ため池（藤沼湖）の決壊では8人の犠牲者が出て1人がまだ行方不明のままであります。ため池の水のひけるのを待って捜索に入るということで、自衛隊、警

察の車両の通行確保へがれきの撤去が先決ということで、人命救助第一に作業を続けました。4人はすぐに発見されましたが残り4人の遺体はなかなか見つからず、翌日から流失家屋のがれきを撤去しながら捜索しました。遺体が埋まっている可能性があるので重機操作に神経を使いました。

会員相互の連絡がつかないということは過去災の教訓があり、それぞれ会員が役所に出向くという形で応急措置に対処しました。会員がそれぞれ自分の持ち分を自主的にやってくれました。日ごろからそういう体制がとれていたのは大きかったです。

武田：田村地方は震度5強と言われるが、阿武隈山系のほぼ中心に位置しているため岩盤が強く（中通りでは）一番被害の少ない地区だったと思います。以前から言っていた「地震に強い地域」ということを奇しくも証明することになりました。

震災直後から、連絡がとれない状況の下、大きな余震が続いている中で「災害対応への共通認識」により各社担当の路線をパトロールしました。路面のひび割れ、崩壊、崩落個所の確認と同時にバリケード設置や倒木などの撤去に努めた。翌12日は原発事故による浜通りからの避難者で交通渋滞が起こる中、引き続きパトロールを行い、各種インフラの維持・補修・復旧に取り組みました。

13日になって通信手段が復旧、14日に支部として各地の状況把握のため全員協議会を開いた。会議中に再び第一原発3号機が水素爆発を起こし、被ばくの危険性といった未知の恐怖が渦巻くなかで、会員の強い使命感で応急復旧活動が続きました。



石橋：二本松地方の震度は6弱程度で、家屋被災が深刻でした。本宮市立第2中学校ではR C造の校舎

1階部分の柱が座屈し、主鉄筋が露出してしまいました。道路の被災は、盛土部分の段差発生や路肩法面の崩落が多く、本宮市の青田新池では堤防が切れ、大きな災害となりました。当支部は副支部長が二本松地区、私が本宮地区を統括するという体制を敷きました。

震災当日は、会社で職員の安否を確認し、各現場の被災状況を点検した後、支部とは別に災害協定を結んでいた建設業組合の長として本宮市の災害対策本部に詰め、夜を徹して応急復旧に向け組合員各社との調整に当たりました。当時、放射線量も高く業者だけに委ねるわけにはいかないとして、市の職員もわれわれと一緒に外で活動しました。やはり連絡がとれず会員が毎朝市に行き、その日の工程を打ち合わせ、現場に向かうという形が2週間近く続きました。

司会：復旧・復興工事を担っていてどんな問題点や課題がありますか。



事業量と施工能力のかい離

佐久間（政）：事業量と施工能力のかい離が表面化しています。工事の繰り延べや発注の平準化が必要。単価や数量、そして工法など設計と現場条件との相違も問題。

岡和田：入札不調問題の解決は大きな課題です。利税率の悪いものにはもう手を出さない。労務単価はピーク時の半分近くまで下落しています。したがって人材を確保できない。

草野：まず、がれきの撤去についてはグラップルなどの機械が足りず、その確保に苦労しました。大型ダンプなども、運転手も含めて足りなかった。現在は技術者も含めて人手不足が深刻化している。鉄筋、型枠、木工事など専門業者が足りず、その労務賃金の高騰も問題となっています。



長谷川：一番の懸念材料は、復興工事も含めて市内の工事量がいつなくなるかだ。会員数はすでに激減しており、われわれも自助努力するが、行政も建設業のあり方をしっかり考えていただきたい。また、入札不調問題への対応も必要。設計単価と実勢単価の格差によって赤字倒産が出ないように考えてほしい。

国、県、市、自衛隊、警察を含め行政は横のつながりをきちんと考えていただきたい。今後の防災計画見直し・策定でも行政の縦割りをなくさないと、今度のような非常事態発生時に問題が発生します。



応援体制整えるも会津豪雨が

酒井：協会山口支部を窓口とする対策本部を設置し「災害支援」のプレートも作成するなどして、重機（バッカホー）運搬車、ダンプカーなどを準備したが出動要請はありませんでした。山口支部では、7月に豪雨災害が発生して只見地区、南会津町の災害対応に追われることになりました。

皆川：応急復旧面では、県建築大工業協会に所属する会員が遠く南相馬市での応急仮設住宅建設に従事しました。片道5時間を要し、宿泊施設がなく苦労しました。県南地区へ応急危険度判定、郡山市の小学校の校庭に砂を運搬するなどの後方支援も行いました。



渡部：燃料不足により応急復旧作業が遅れました。原発事故の情報も入らず適切な対応ができなかつた。今後の問題点としては、やはり普通作業員など設計単価の改善が不可欠です。大災害発生時の対応としては、関係者と連絡が取り合えないということが大問題です。役所は衛星電話かなんかでとり合っていますが我々には連絡網が構築されていません。今後の大きな課題です。

高橋：被災地まで出向いて当然、応援したいが、現時点での設計単価では対応が難しい。

赤羽：設計図書の現場との不具合が問題です。どのように施工するのかを明確にして、それを設計に反映してほしい。資機材などの不足、値上がりも復旧・復興の足かせになっています。業界の疲弊によって、対応が困難になっており、優先順位を決めた復旧・復興が望まれます。

エピソード—② 数百本のペットボトル活躍／断水地域住民に素早く配布

3月11日午後2時46分。会津地方で最も強い揺れ、震度6弱を観測した猪苗代町。メディアが映像で繰り返し地震の凄まじさを流し続ける中、多くの企業人は、その時できる最善の行動を各自が実行していた。

震災直後、猪苗代町内で2つの集落が断水した。このほか、北塩原村に近い国道459号では道路が崩落。長瀬川の土堤にも多数のひびが入った。応急対策と並行し、猪苗代支部は、断水した2つの集落に水を届けることができた。それも11日夕方、その日のうちに。

これを可能にしたのが「大量の空のペットボトル」。支部では、山間部などの工事現場で多い蜂毒アレルギー対策で、蜂を退治する道具としてペットボトルを保管していた。それも数百本単位で。いざ集めようとしても、すぐに準備できる数ではなかった。

これに水を入れ、断水した家々を回り、配った。作業にあたった社員にはこの地区的出身者もいて喜ばれた。「建設業は硬直したイメージがあるかもしれないが、柔軟な一面もあります」。渡部支部長はこの時の素早い行動を振り返る。

支部は会員数5社の少数部隊。人口1万数千人の町は、社員も経営者もよく知る間柄で地域の結びつきも固い。町とも災害協定を結び不測の事態に備えていた。

町内でも過去に大きな豪雨被害があり、さらに、静かに見える磐梯山も火山であることを考えれば「平時の今こそ対策を」の考え方が浸透している。（猪苗代支部）

武田：かつて基幹産業として地元を支えてきたという自負のみでは限界があり、われわれ建設業界は個々の企業体質が極度に衰えてきていて、自助努力だけでどうにもならないことが露呈しました。地域に根差し、地元雇用を生み、技術力を高めるには、公共事業に頼らざるを得ないし、今回のような大規模災害時の復旧・復興工事、公共事業そのものが根本的にそれらを要求しているのだと思います。

石橋：箇条書きにする
と①技術者・作業員不足②資機材不足③設計単価と実勢価格とのかい離④中間処理施設が確定せず除染工事の遅延一などが挙げられます。震災直後の対応ですが、市に比べて土木事務所の方はあまりにも寛容すぎて、対応が遅かったような気がします。県道の応急復旧に関して市民から苦情が寄せられました。こういう緊急事態にはあまり競争入札とか公平ということに意識しすぎない方がいいと思います。県と業界がもっと密接な関係を築くべきです。



翌日には災害対策協力本部を設置

司会：協会本部としては「その時」どんな行動をとられましたか。



電気も水道も寸断され、情報は車のナビから流れるテレビの映像をみるしかなかった。時々刻々被害状



況が伝わってくるが、何もできないもどかしさ。翌12日は職員総出で倒れた書架などの後片づけをするとともに各支部との連絡、調整を試みたが時間がかかった。連絡がとれない時ほどひどい被害というのが過去からの教訓で、案の定浜通りの支部とは全く連絡がつきませんでした。これは大変なことが起きていると直感しました。

そんな中、12日に災害対策協力本部を立ち上げ、三瓶会長に本部長になっていただき、私が統括責任者として指揮を執ることにしました。通信機能はマヒしておりましたが全支部に対策本部の設置をFAXで要請しました。浜通り地区は原発事故で避難を強いられ、とくに双葉支部は20キロ圏内の警戒区域に指定されたため、企業・人そのものが避難し、支部機能を失った。そのため、本部に支部機能を置きました。

司会：地震、津波の後に今度は東京電力福島第一原子力発電所のとんでもない事故が発生しました。その状況が住民に知らされるまで相当の時間がかかり、避難命令も的確なものではありませんでした。そんな中での浜通り3支部の状況をお聞かせください。

岡和田：先ほども申し上げましたが、原発事故に関しては特別対応できるような状態ではありませんでした。私自身津波で家を失い、11日は役場に泊り、各社と連絡を取り合いましたが、通信手段が遮断さ

れて、安否確認ができません。それでも何とか応急復旧の準備に入ろうとしていました。

しかし、11日深夜原発から3キロ圏内の双葉町民に避難命令が出て、隣接の浪江町の施設を借りたい旨の連絡に、町と共にその受け入れ準備を行っていたところ、12日早朝、さらに10キロ圏内避難命令が出され、通行可能な国道114号線を西に向かい、大渋滞の中を逃げました。みんな、避難の本当の意味を理解せずとにかく逃げるしかなかった。「2、3日で戻れる」程度ぐらいにしか考えていなかつたので何も持たずに逃げました。郡内の町村民も同じ状態で避難を余儀なくされました。

警察の目視受け、がれきを撤去

当支部各社は、4月中旬より県北、いわきに仮事務所を設置し、4月から自衛隊と警察と一緒に行方不明者（遺体）の捜索活動に従事しました。ただ、避難所から双葉支部管内まで2時間かかり苦労しました。9月末まで、重機を多い時で50台以上入れて活動した。警察が目視で確認し、われわれがその場のがれきを除去しました。

草野：12日になって南相馬市の小高区を中心に避難命令がでました。支部員の会社そのものも12日、13日に避難を余儀なくされた。当然、原発事故への対応はできなかった。福島、二本松方面へ行った人が



多く連絡は不可能でした。しばらくして県警から連絡が入り、相馬支部として要請にこたえることになりました。ただ小高区には入れないので、行ける人を募ったが若い人たちを中心応じる人はいませんでした。60歳以上の人が募集しても「やはり怖い」ということで無理でした。そしてその後FAXで連絡し少しづつ集まつもらつたというのが現実です。とてもまとまってワッと行く状況ではなかつた。



長谷川：原発事故当時、津波のがれき撤去作業を進めていました。原発事故をニュースで知った後、支部としては会員会社にとどまつもらうお願いはできませんでした。しかし、がれき撤去の作業をしていた人の中には「関係ない」と継続して、遺体捜索まで手伝っていました。ですからいわきでは原発事故後もがれきの排除、行方不明者の捜索活動は続けていました。いわき市の一一番北、双葉郡との境あたりに位置する久之浜地区でも爆発後津波による行方不明者の捜索活動が続いていて、支部としても会員に説明し、3日ほど防護服を着込んで入っていただきました。

自衛隊の動きが有事のバロメーター

いわきの方はずっと海岸線が続き、放射線量は比較的低いのですが、その時は何が正解か私たちにも

わかりませんでした。線量計も持っていないし。そんな中で何か問題が起きた時のバロメーターにしたのが自衛隊の動きでした。県警と自衛隊と一緒に作業していたが、連絡網についてはやっぱり自衛隊です。線量計も持っていましたから。自衛隊がただならぬ動きを見せた時は、何か危険になったことだから、その状況を目にしたら作業は中断して避難してほしいと伝えました。お互いに情報交換しながら活動していました。

作業自体は、日が長くなりやりやすくなつたが、放射能問題については、県と市から「作業を手伝つてもらうのは大変ありがたいが、とりあえずスクリーニングだけは受けてほしい」という話がありました。そこで、3時半には現場を切り上げてスクリーニングを受けに行きました。役所が5時で終わるというのでやむを得ず。近くに計測器械があれば一日の作業をもっと長くでき、ご遺体を2日かけて収容していたものを、1日でご家族の元に届けることができたのにと、もどかしく感じたものでした。

司会：今後の復旧・復興へ向けての課題はどんなことでしょうか。正副会長に伺います。



小野：6県の会議でも意見交換しましたが、例えば国交省が唱える復興JVについては、制度はできても詳細はまだです。日本海側の東北3県は、やはり原発問題があるのか福島県に入りたいとい

う意思はありません。原発事故による放射能問題をどう乗り越えるかが課題になります。業界としてどこまでやれるか、とりあえず現状の復旧としては、隣県から手伝ってくれる会社をいかに取り込んでいけるかが課題になるのでは。

今やっているのは復旧工事ですね。上下水道も復旧です。復興というからには災害に強い街づくりを

進めなければ意味がない。今までの反省からワンステップ上の街づくりを考えるべきです。そういう意味での復興というものが見えてきません。



復興急ぐとただの復旧で終わる

その復興を阻んでいるのが放射線問題ですね。砕石も含めて安全値、基準値をもっと上げていかないといけないところが多いのではないでしょうか。がれきとかコンクリート廃材とか業界としても一緒に考えていく必要があります。仕事を急がせるとただの復旧で終わってしまう。もう少し落ち着いて考えたい。そして復興への声を上げていきたい。

佐久間（政）：会長のいわれるとおりです。そうでないと復旧はなっても復興はありません。除染については、いまだに仮置き場、仮々置き場が決まらず大問題です。除染方法についてもはっきりしたものが出でおらず、今やっているのはただ水洗いして吹き飛ばすもので、これだってすぐに規制されるでしょう。しっかり除染しなければみんな安心して住めません。

住むには除染、除染するには仮置き場、仮々置き場です。国から方法論をはっきり示してもらう必要があり



ます。何しろ初めてのことだし、今までの知見を集めてもこれだというものは出てこないだろうし。そうでないとあいまいな数値が独り歩きしてしまいます。

除染は仮置き場設置が前提

佐藤：郡山市でも330億円という復興予算（24年度）を組みましたが、これは個人住宅2万5000戸を含みます。とても対応できる数ではありません。国は、除染の予算はどんどんつけると思いますが、単に予算付けだけではなく、明確な方法を示してほしいと思います。私も学校の除染にかかわってきたし、現在も市はスポーツ広場や公園の除染を進めている。削って埋めてということで。あとはやはり仮置き場が問題になると思います。

木村：会津方部の復旧・復興といえば、若松に限ると下水道ですね。盛んに復旧工事を進めていますが、問題は設計単価です。安くしてやる人がいない。当局に「こんな単価ではできませんよ」と申し上げているのですが、市からは「何とかやってほしい」の一点張りで押し倒されている状態です。

全建、各県協会からの支援に感謝

司会：最後になりましたが、大震災直後から当協会には全国建設業協会（全建）や他県の協会からたくさん支援を受けられたと聞きますが、鳥居常務からご紹介ください。

鳥居：物資によるご支援、現金でのご支援と大変お世話になりました。その中で、いわきの長谷川支部長からもありましたが、当協会には放射線量を測定する機器がなく不自由していました。そこで全建から計測器4台をご寄贈いただきました。すぐに浜通りの各支部に届けたが、それを持つことによってようやく放射能の危険度が見えてきてとても助かりました。協会としても今後の教訓として、災害時に備えた備蓄というものを考えていく必要があると感じました。



それから復旧・復興ですが、国や県の施策としていま、復興JV制度が準備されています。全建は全国規模ですから、仕事で支援してもいいですよという企業とそれを受け入れる企業を取り持つシステムを検討しています。これは強制ではなく、互いに情報を共有できる仕組みづくりです。復旧・復興へ向

けて、地産地消という精神もあるが発注者の要請に応え、仕事をスムーズに遂行する上で、そういったことも視野に入れていく必要はあると思います。

